

過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

福岡県香春町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	香春町の概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展の基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	産業振興促進事項	
	(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
	(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	19
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
6	生活環境の整備	23
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	

	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8	医療の確保	41
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9	教育の振興	41
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10	集落の整備	51
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11	地域文化の振興等	52
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	53
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	54
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
	事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	59

1 基本的な事項

(1) 香春町の概況

本町は福岡県の東北部に位置する東西6.45km、南北10.6kmの町である。

北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町に接している。

町面積は44.50km²で、北に福智山系の牛斬山、西に香春一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山(大坂山)があり、町域の6割強を山林が占めている。

河川では金辺川、呉川、御祓川の3つの主流と28の小河川が流れ、自然豊かな景観を有している。また、国道201号、国道322号がクロスする結節点にあり、田川方面への玄関口として交通の要衝となっている。

本町は『万葉集』でもその地名が七首詠まれているほど古い歴史を持つ町であり、万葉の昔には都から大宰府への官道「田河道」沿いの宿駅として繁栄した。江戸時代には城下町小倉に次ぎ、小倉藩第二の都市として繁栄を誇っていた。現在も北九州市小倉北区内には“香春口”の地名が残っており、当時の香春の重要性がうかがえる。

明治時代の始めには香春藩として機能し、藩の中心が京都郡の豊津へ移った後も郡役所が置かれ、田川市郡の中心として繁栄してきた。昭和の年代は、石炭産業、セメント産業を基幹産業として発展し、昭和31年に香春町、勾金村、採銅所村の三町村の合併が行われ、現在の香春町となった。

昭和30年代後半から始まったわが国の高度成長政策と、エネルギー構造の変化に伴う石炭産業の衰退は、過疎、過密、公害問題などを発生させるにいたった。本町においては、特にエネルギー革命の影響を直面に受けたことや、セメント産業の衰退により、昭和35年の国勢調査人口18,115人をピークに減少傾向となり、所得、産業、生活面で著しく立ち後れることとなった。

本町の人口については、平成27年の国勢調査人口が10,861人と、この55年間で7,254人(40.0%)の減少となった。

昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法から始まった過疎地域に対する支援法は、平成26年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行がなされ、本町は初めて過疎地域指定を受けた。

その後7年間にわたり、旧過疎地域自立促進計画に基づき、多くの過疎対策事業を実施してきたところであるが、特に町立4小学校及び2中学校を1つの義務教育学校に統合する学校再編事業を実施し、令和3年4月に義務教育学校「香春思永館」を開校することができたことは特筆すべき成果である。

また平成27年度に策定した香春町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)においては、学校再編を好機ととらえ、子育て・教育環境の充実に、移住・定住施策と住民主体のまちづくりを絡めることで、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちを目指すための新規の取組に挑戦してきたところであるが、その多くを旧過疎地域自立促進計画と共有し、人口社会減の低減を実現するに至った。

現在、これらの成果を継承し、更なる発展を目指すため、第5次香春町総合計画の策定に取り組んでいるところである。

(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和31年の香春町、勾金村、採銅所村合併(現在の香春町)後に行われた昭和35年の国勢調査人口は18,115人で、これをピークに人口は年々減少傾向にある。昭和55年、昭和60年調

查時点で人口は増加に転じたが、平成2年から再び減少し始め、平成27年の国勢調査人口は10,861人と、この55年間で7,254人(40.0%)の減少となった。

総人口が減り続けるなか、高齢者比率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は年々上昇しており、平成17年には27.6%、平成27年では37.5%と県内で4番目の高さであった。

少子化に伴い、年少人口比率(15歳未満人口が総人口に占める割合)は年々低下しているが、平成17年から平成27年にかけては、年少人口(0～14歳人口)の減少率よりも生産年齢人口(15～64歳人口)の減少率の方が大きくなっている。

また、想定される将来人口については、令和7年に9,081人、令和12年では、8,178人とされている。

産業別就業人口をみると、香春町の平成27年の就業人口は4,061人で、昭和35年からの55年間に2,635人(39.4%)減少している。

産業別就業者の構成比の推移をみると、第1次産業は急激に減少しており、平成27年には2.1%まで落ち込んでいる。また第2次産業は、昭和50年の63.9%をピークに大きく低下し、平成27年は26.4%となっている。他方で、第3次産業のウエイトは概して上昇傾向にあり、平成22年以降は70%を超過している。

表 1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,115	人 14,534	% △19.8	人 14,476	% △0.4	人 12,369	% △14.6	人 10,861	% △12.2
0歳～14歳	6,344	3,130	△50.7	2,732	△12.7	1,516	△44.5	1,256	△17.2
15歳～64歳	10,721	9,837	△8.2	9,229	△6.2	7,437	△19.4	5,531	△25.6
うち15歳～29歳(a)	4,089	3,288	△19.6	2,308	△29.8	1,842	△20.2	1,145	△37.8
65歳以上(b)	1,050	1,562	48.8	2,504	60.3	3,416	36.4	4,074	19.3
(a)/総数 若年者比率	% 22.6	% 22.6	—	% 15.9	—	% 14.9	—	% 10.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.8	% 10.7	—	% 17.3	—	% 27.6	—	% 37.5	—

※年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表1-1(2)人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所推計 第2期香春町総合戦略掲載)

		実績値	推計値					
		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
人口 (人)	総人口	10,861	9,976	9,081	8,178	7,264	6,367	5,553
	年少人口 (0歳～14歳)	1,256	1,156	1,027	887	756	648	547
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	5,531	4,613	4,011	3,592	3,242	2,786	2,406
	老年人口 (65歳以上)	4,074	4,207	4,043	3,699	3,266	2,933	2,600
割合 (%)	年少人口割合 (0歳～14歳)	11.6	11.6	11.3	10.8	10.4	10.2	9.9
	生産年齢人口割合 (15歳～64歳)	50.9	46.2	44.2	43.9	44.6	43.8	43.3
	老年人口割合 (65歳以上)	37.5	42.2	44.5	45.2	45.0	46.1	46.8

表1-1(3)産業人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,696	人 6,122	% △8.6	人 5,824	% △4.9	人 4,843	% △16.8	人 4,061	% △16.1
第一次産業 就業人口比率	% 27.4	% 13.7	—	% 6.1	—	% 4.3	—	% 2.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 41.2	% 63.9	—	% 37.6	—	% 27.5	—	% 26.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 31.4	% 22.3	—	% 56.4	—	% 68.2	—	% 70.8	—

※分類不明があるため、合計は必ずしも100%にはならない。

(3) 行財政の状況

本町は、昭和61年2月6日に準用再建団体(地方財政再建促進法第22条第2項の規定を準用して財政を再建する団体)の指定を受け、平成3年度までの7年間にわたり国の管理下で財政の立て直しを余儀なくされた。この貴重な経験を教訓に平成4年度以降、健全を旨とした財政運営を行ってきた。

しかし、平成16年3月末には香春太平洋セメント株式会社が解散し、本町の基幹産業であったセメント産業の縮小などにより、税収が大きく減少した。また平成15年度から平成18年度まで

に国が行ったいわゆる「三位一体の改革」では、国県支出金の減額が税源移譲額を大きく上回るとともに、交付税が大幅に減額された。この間に財政の硬直化が急激に進行し、経常収支比率は97.9%（平成19年度決算）まで上昇した。

その後、「香春町行政改革大綱」（平成18年3月）に基づく取り組みなどにより、経常収支比率は一定程度下降したが、その水準は依然高水準で推移している。今後は、医療・介護・福祉等の社会保障費が年々上昇傾向にある状況の中、旧過疎地域自立促進計画の計画期間中に実施した学校再編事業等の大型事業に係る公債費の上昇も考慮に入れながら、学校跡地の利活用問題、保育所民営化、公営住宅の老朽化問題、じん荼処理施設問題等の事業も見据えなければならない。

表 1-2(1)市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	5,347,169	5,910,386	6,227,695
一般財源	3,312,218	3,461,432	3,387,572
国庫支出金	464,099	616,254	813,149
都道府県支出金	407,579	423,461	460,088
地方債	342,634	464,600	619,168
うち過疎対策事業債	0	141,200	495,700
その他	820,639	944,639	947,718
歳出総額B	4,990,216	5,505,989	5,842,319
義務的経費	2,219,888	2,370,189	2,539,555
投資的経費	611,041	392,002	952,273
うち普通建設事業	413,900	363,163	932,103
その他	2,159,287	2,743,798	2,350,491
過疎対策事業費	0	1,823,056	2,075,667
歳入歳出差引額C(A-B)	356,953	404,397	385,376
翌年度へ繰り越すべき財源D	23,177	40	29,306
実質収支C-D	333,776	404,357	356,070
財政力指数	0.344	0.322	0.333
公債費負担比率	8.1	7.8	13.1
実質公債費比率	2.8	2.0	3.6
経常収支比率	86.7	87.2	90.0
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	4,656,895	4,334,419	4,512,742

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区分	S55年度末	H2年度末	H12年度末	H22年度末	R元年度末
市町村道					
改良率(%)	38.2	47.2	53.8	58.7	61.3
舗装率(%)	53.6	59.1	72.5	76.2	78.0
農道					
延長(m)	-	17,388	17,388	11,548	11,585
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	25.6	28.7	23.0	24.4
林道					
延長(m)	-	6,040	6,040	5,510	5,510
林野1ha当たり林道延長(m)	-	2.1	2.1	2.0	1.9
水道普及率(%)	69.7	74.8	80.2	84.9	87.9
水洗化率(%)	-	10.3	17.5	47.0	74.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	-	-	-	-	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第4次総合計画が策定された平成24年3月末における香春町を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子高齢化、団塊世代の大量退職など社会構造の変化、欧州信用不安・円高による地域経済の低迷と雇用の悪化などの諸課題に直面した厳しい情勢であった。

同計画が3年目を迎える平成26年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により本町は過疎地域の指定を受けた。

旧過疎地域自立促進計画は、その後平成28年3月に策定された第4次香春町総合計画後期基本計画に基づき策定され、地方創生の取組も反映しながら大きな成果を上げたところである。

この度、過疎地域持続的発展計画の策定にあたっては、現在第5次香春町総合計画(計画期間:令和4年度～令和13年度)を策定中であり、これに基づくことができないため、第4次総合計画の基本構想を踏襲しながらも、香春町公共施設等総合管理計画(令和元年10月改訂)や第2期香春町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年2月策定)の考え方を反映し、さらに次期総合計画策定作業中における新たな視点も可能な限り取り入れていくことを基本方針とする。

したがって、本過疎地域持続的発展計画では、第4次香春町総合計画に基づき、「みんなが笑顔で暮らすまち」、「みんなに選ばれるまち」、「みんなで作るまち」の3つの将来像を踏まえたうえで、各政策分野別に6つの基本的方向を定め、過疎地域からの自立脱却を目指す。

① 産業の振興

農業については、老朽化した農業施設の改修や土地基盤整備を推進し効率的な農業経営基盤づくりとともに、経営の大規模化、特産品開発、営農組織育成、営農指導等による経営面への支援とともに、農業後継者の育成を推進する。林業では、林道等林業環境の改善、荒廃森林対策とともにタケノコ等特用林産物の振興を推進する。

地域企業については、商工会活動への支援を基本に、地元中小企業の健全な発展のため

の取り組みを推進する。また、企業誘致については、必要な産業基盤の整備、誘致企業優遇対策を検討し、企業立地の促進に努める。

商業については、商工会活動への支援を通じ、特産品の開発や販路拡大など商業の発展に向けた取り組みを推進する。

観光については、歴史と文化及び山に囲まれた地勢を活かした観光資源の魅力向上のため、観光施設の整備、近隣市町村と連携した広域観光ルートの設定と積極的なPRについて、町観光協会と協議・連携した取り組みを推進する。また、イベントについては、「ふるさと香春まつり」をはじめとする各種イベントへの参加拡大と集客拡大を目指し、イベント内容の充実を推進する。

② 都市基盤の整備

土地利用については、準都市計画、農業振興計画を基本とした秩序ある土地利用とともに遊休地の有効活用を推進する。

道路については、国道201号香春拡幅の早期整備及び国道322号香春大任バイパス4車線化事業の推進並びに県道整備促進を関係機関へ働きかけるとともに、利用者の利便性及び安全性の向上を目指した町道整備を推進する。

交通ネットワークについては、住民の移動手段の要であるJR日田彦山線、平成筑豊鉄道及び民間バス路線の利用促進等による地域公共交通の確保に努めるとともに、新たに町内を運行するコミュニティバス及びデマンド交通の利便性向上を図る。

③ 生活環境の整備

住環境については、人口減少・少子高齢化に対応した美しく住みやすい住環境づくりを基本に、特に若年層をターゲットとした定住促進に取り組む。町営住宅では適正戸数管理に基づいた老朽住宅の改善・建替などを推進する。また、公園・緑地については地域の特性に応じた整備及び管理を推進する。

上水道については、水資源の確保、水道施設・設備の点検・修繕・改良を推進するとともに、未給水の地区に対しては必要な地域への整備を推進する。また、国県が進める水道広域化の動きに適切に対応する。下水処理では合併処理浄化槽の普及促進を基本に、河川の水質浄化を目的とした取り組みを推進する。

自然環境については、環境に配慮した公共事業、環境教育など住民の環境保全意識の向上に取り組み、自然と共存する地域づくりを推進する。また、廃棄物対策では、ごみの減量化、資源化とともに、適切な不法投棄対策を推進する。

防災については、治山治水及び地震対策への取り組みとあわせ、地域住民の自主防災など防災体制全体の強化を推進する。消防では、適切な施設設備の整備・更新と消防団活動の活性化を図るとともに、田川地区消防組合との連携の充実を推進する。また、交通安全、防犯、消費者保護など住民の安全・安心を高めるため、地域や関係機関と連携した取り組みを推進する。

④ 健康・福祉の向上

健康増進については、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むきっかけとなる各種保健事業の充実を、母子保健では母子の健康はもちろん子育て支援も視野に入れた相談事業及び健診事業を推進する。

精神保健については、県保健福祉事務所と連携し、心の病気の啓発と各種健診を通じた心の病気の早期発見に取り組む。

感染症・疾病の予防については、必要な予防接種事業の実施及び感染症発生時には関係機関との連携により対応する。

地域医療については、関係機関と連携し救急医療体制の整備等田川保健医療圏での取り組みを推進する。

地域福祉については、日常生活や社会生活に支援を要する住民が地域社会の一員として安心して自立した生活を営めるよう、住民自らの力で互いに支え合い、助け合う地域福祉体制の充実を推進する。

高齢者福祉については、生きがい対策、保健施策と歩調を合わせた介護予防対策を軸に、高齢者が安心して地域で生活するための在宅福祉サービスの充実を推進する。

児童福祉については、子育てを支援するための子育て支援センターの活用、保育体制、相談体制の整備・充実を推進するとともに、教育分野との連携を図る。

障がい者福祉については、個々の障がい者の多様な障がい特性や様々なライフステージに配慮した福祉サービスの提供とともに、住民が障がい者に対する理解を深めるための取り組みを推進する。

国民健康保険制度の安定した運営とともに国民年金制度の正しい普及・啓発に努め、介護保険制度では福岡県介護保険広域連合との連携を密にした制度の運用に努める。

生計困難者については、県保健福祉事務所と連携した相談支援を推進する。

⑤ 教育・文化の向上

幼児教育については、幼児教育充実と子育て支援を視野に入れた環境づくりを推進する。

学校教育については、町立全4小学校・2中学校を統合し令和3年4月に開校した義務教育学校「香春思永館」において、安全・安心な学校づくりを基本とし、学校教育基盤の充実、学力向上・体力向上の推進とともに、地域から信頼される開かれた学校づくりに取り組む。

学校給食については、地産地消を推進し、アレルギー対策に取り組むなど安全な給食を提供する。

生涯学習については、「香春町民センター」等既存の施設を活用した多様な生涯学習機会の充実により、だれでも、いつでも学習できる支援体制づくりを推進するとともに、自治公民館を中心とした地域の活動についても推進する。

青少年健全育成については、子ども会育成会活動、少年スポーツクラブ活動のほか、各種体験活動の活性化とともに、大人や地域に対する青少年育成に関する支援や啓発、指導者の育成及び家庭教育支援に取り組む。

文化・芸術については、本町の長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承とともに、将来の文化発展に寄与する文化活動や文化財の保存・活用を推進する。

スポーツについては、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブかわら」と連携し、地域に根ざしたスポーツクラブなどの創出や人材の育成、施設の有効活用など生涯スポーツを支える環境づくりを進めるとともに、多くの住民の参加や健康づくりを促進するためのだれもが親しみやすい生涯スポーツ活動を推進する。

人権「同和」については、人権「同和」教育及び啓発の継続的・計画的な取り組みや被害者救済に係る相談業務の充実を図り、全ての行政施策を人権施策として踏まえた人権行政を推進していくことで、心豊かな人権のまちづくりを目指す。

交流の推進については、歴史・文化・スポーツなどを通じた自主的な地域間交流、本町の歴史・文化や観光資源を通じた新たな発見をもたらす国際交流などの多様な交流環境づくりを推進する。

⑥ 協働・施策の推進

住民との協働については、住民・行政が、お互いの立場を認め尊重することを基本とし、自立した立場で協力し合う「協働のまちづくり」を推進する。また、持続可能な地域づくりを推進するため、概ね旧小学校区単位を基本とした地域運営組織の形成を支援し、「住民主体のまちづくり」の実現を目指す。

男女共同参画社会については、男女が、社会の対等な構成員として互いを尊重し認め合い自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず能力に応じて利益を享受することができる社会の構築を目指す。

行政のデジタル化については、情報・通信基盤の整備や子どもからお年寄りまでが情報化社会に適応するための学習機会の充実とともに、安全・安心な情報通信の利用を促すための情報モラル向上への取り組みを推進する。

行財政運営については、中長期的な視点に立って持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上などによる適正な行財政を推進する。

広域連携については、北九州都市圏域や田川市郡などとの連携による広域組織の充実を進めるとともに、住民レベルでの広域的な活動を支援する。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

計画期間内に達成すべき計画全体にかかわる基本目標を次の通り掲げる。

指標	現状値	目標値
新規就業者数累計	一人 (策定時)	48人 (R3～R7年度の累計)
	本計画に基づく事務事業を通じ新規に就業した人の数を年度別に累計した数値。	
人口社会増減数累計	一人 (策定時)	△18人以内 (R3～R7年の累計)
	住民基本台帳人口移動報告(総務省統計局)に基づく転入数から転出数を差し引いた数値(外国人含む)を累計した数値。第2期香春町総合戦略においてR6年に人口社会減の解消を目指す各年度の目標値を用いて設定。	
合計特殊出生率	1.95 (平成28年)	2.21 (令和7年までに)
	香春町人口ビジョンが目指す2.36(R12年)に引き上げるために、現状値から毎年均等に増加した場合のR7年の数値を設定。	
地域運営組織形成数	0団体 (R2年度末)	4団体 (R7年度末)
	概ね旧小学校区ごとに地域運営組織を1団体ずつ形成するものとして設定。	

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5)に掲げる基本目標は、第2期香春町総合戦略における数値目標と指標を共有していることから、同戦略の効果検証を所掌する香春町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(産官学金など各分野の外部有識者で構成)において、その達成状況の評価を依頼する。

その方法は、毎年度、総合戦略の効果検証作業に合わせて実施し、9月定例議会において評価結果を報告するものとする。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

香春町公共施設等総合管理計画(令和元年10月改訂)における「基本的な考え方」は次の通りである。(以下、同計画で「第2章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方」を転記)

1. 公共施設等マネジメントの視点

香春町は、昭和60年度末から平成3年度までの7年間、財政再建に取り組んでいました。財政再建団体となった一因として、投資的経費が大幅に増加したことが挙げられます。当時住民のニーズに応えるため、特に物的環境整備、つまりハコ物に重点をおいた事業を実施してきました。また、これらの事業実施に伴う財源の多くを起債に依存してきたことにより、公債費が増加し財政が破綻する要因となりました。

公共施設の整備について、今までは、「公共施設(ハコ)が存在することが公共サービス」であると考えられる風潮がありました。しかし今後は、人口減少や少子高齢化が進む中で、「機能」という視点で見えていくことが重要となります。

「機能」とは、暮らす・学ぶ・住む・子育てといった単位であり、これが住民のニーズに即しているか、過不足はあるかといったことが判断の基準となります。

各地域に同じような施設が点在していても、利用者が少なければ、住民の満足度は低下する一方であり、施設の維持管理に協力していただく住民の負担や町の財政負担も増加することとなります。こういった問題を緩和する為、利用率の低下した施設を集約し機能を統合することや、他の施設との複合化を行うなどの柔軟な発想で、地域活力の維持・向上を図るとともに、住民満足度向上を目指す必要があります。

2. 将来世代に選択肢を残す公共施設運営

香春町の人口は、財政再建時およそ1万5千人でしたが、現在はその3分の2まで減少しています。さらに、今後30年で50%以上減少することが見込まれており、相対的に見れば、今後30年で公共施設も50%以上減少させないとバランスが取れないともいえます。

また、今までは香春町の人口減少は進んでいたものの、高齢人口が増加しており、地域に元気な高齢者が多く存在し、地域活動を維持することができていました。しかし今後は、高齢人口も含め全ての世代が減少していくことが見込まれています。現在の人口構成に即して公共施設を適正配置したとしても、鉄筋コンクリート造や鉄骨造など非木造建築が多い公共施設の平均使用年数は50年程度であり、現状の施設数を維持した場合、将来的には利用度の低い施設が多くなると予

想されます。

加えて、人口減少に伴い財政規模も小さくなると、公共施設に充当できる予算は少なくなり、施設を維持できなくなるだけでなく、施設解体すらできなくなり、将来世代にとって必要な施設を選択することが困難となります。

香春町が将来世代にとっても魅力ある町となるためには、将来の地域別の人口状況等も考慮し、公共施設等を適正配置していく必要があります。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、すべて上記の基本的な考え方に適合するものである。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住促進

全国的な少子高齢化の傾向は、本町にも顕著に見られ、本町の人口減少に対処するため、住環境整備を行い、若年層を中心に定住化を推進する必要がある。

折しも、国道322号香春大任バイパスの開通や義務教育学校「香春思永館」の開校により、空き家や空き地の問い合わせが増えているところであり、この動きを逃さずに移住・定住施策に注力していかなければならない。

本町の住宅戸数は、平成27年国勢調査時点で4,403戸、そのうち持ち家は3,259戸と全戸数の74%を占め、公的・民的借家は26%となっている。

定住化策の一環として平成22年度から販売を開始した宅地分譲地「香陽台」は、令和元年度に全52区画を完売した。今後は、新たな分譲地を検討する必要がある。

近年高齢化などの影響により空き家・空き地が増加している。そのため、現在これらの民間不動産情報については、インターネットを介して希望者に提供し有効活用を行う「香春町空き家・空き地情報バンク」制度を実施しているが、借りたい人と貸したい人とのマッチングが課題となっている。その課題解消のため、移住・交流の拠点「採銅所駅舎内第二待合室」を活動拠点とする地域おこし協力隊や空き家コーディネーターを導入し、マッチングはもとより、情報発信や物件の掘り起こしに努めているところである。今後ともこれらの取組を発展させていくとともに、移住支援金や住環境整備のための各種助成金などの移住支援策を充実させ、移住・定住人口の増加を図る必要がある。

また、持続可能な地域社会を形成するためには、移住者をはじめ、いわゆる「関係人口」も視野に入れた多様な人材の確保及び育成を推進しなければならない。そのため移住・交流の拠点を中心に、地域住民との協働による地域づくりの推進が必要である。

② 交流

近年、地域の特性の再認識と活性化のための手段として、国レベルはもちろん、国内・国外を問わず幅広い交流は、一層重要なものになってきている。

また、町内での地域内交流や世代間交流も、地域力が問われる今、欠かせない要素となっている。

民間交流について、近年では民間団体が主導する各種イベントが活性化してきている。今後とも、あらゆる世代が、本町の歴史・文化に根ざした様々な交流に関わる機会の創出に努めていく必要がある。

地域間の交流においては、本町の魅力を町外にアピールし、地域の魅力づくりにつなげていく役割とともに、住民が他の地域文化と触れ合うことで、本町では得られない取り組みや体験、情報を得る機会をもたらす、住民の豊かな心を育む役割を担っている。

今後は、よりよい地域間交流のあり方を検討する必要がある。

また、国際交流の分野においては、物や資本中心から、人の交流とそれに伴う文化、情報など多方面の交流へと発展している。さらに、福岡県は地理的に韓国をはじめとするアジア諸国に近く、本町においても、これらの国との交流の歴史は深いものがある。

しかしながら、マスコミや海外旅行等では外国に対する理解は進んできてはいるものの、日常生活の中では国際交流はまだまだすすんでいるとはいえない状況である。

現在、教育・保育の場においてALT(外国語指導助手)の導入等によって異なる言語や文化に触れ、国際理解を深める取り組みを行っているが、今後は本町が実施する文化事業や交流事業等においても外国人との交流の場を設けていく必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住促進

ア 住環境の整備

誰もが住みやすい住環境づくりを図るとともに、特に若年層を中心とした移住・定住化策を推進する。

イ 分譲地の販売・整備

分譲地の販売・整備について検討を行い、移住・定住化策を推進する。

ウ 不動産情報の提供

「香春町空き家・空き地情報バンク」制度により香春町にある不動産を貸したい人、借りたい人双方に情報を提供し定住人口の増加を推進する。

エ 移住・定住の促進と持続可能な地域づくり

地域おこし協力隊などを積極的に活用し、移住・交流の拠点を中心とした移住・定住の取り組みを行う。またお試し居住や移住支援金などの移住支援策を合わせて行う。

なお、移住・交流の拠点においては、関係人口や地域住民と積極的に交流し、持続可能な地域づくりに向けた取組を行う。

② 交流

ア 様々な交流の推進

民間主導による自主的な交流活動の発足、育成の支援に努める。

また、世代間交流を促進し、地域がまとまり、親や子どもも参加できるような楽しいイベントを創出する。

イ 交流の場の確保

交流スペースを確保するとともに、その他、老若男女がふれあえる場を創出する。

ウ 地域間交流の推進

姉妹都市や友好自治体提携の検討、各種団体の地域間交流活動への支援等により地域間交流を推進する。

エ 国際交流の推進

本町が実施する文化事業や交流事業等において外国人との交流の場を設けていながら、民間主導による自主的な国際交流活動の発足、育成を支援していく。

オ 国際化に対応したまちづくり

町内在住または訪町する外国人に対して、必要な情報の提供が円滑に行われるように関係機関と連携した体制づくりを進め、サインやパンフレット等への外国語併記に向けた取り組みを検討していく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(1) 移住・定住	移住・交流の拠点整備事業	町		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	移住・定住	移住・交流の拠点づくり事業	町	
			地域おこし協力隊推進事業	町	
			定住促進補助金事業	町	
			民間アパート建設推進事業	町	
			移住支援金交付事業	町	
			空き家・空き地情報バンク事業	町	
			リフォーム等補助金事業	町	
			香春町空き家建替促進補助金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、その他系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は米作中心であるが、土地基盤整備率は51.4%（県平均85.5%）と低く、経営耕

地面積は年々減少する一方、耕作放棄地面積は増加を続けており、特に中山間地域でその傾向が顕著となっている。また、耐用年数を過ぎた農業施設が多数存在している状況にある。

このような中、土地改良事業の未実施地区は地域の特性に応じた整備をしていく必要がある。また、農業施設については計画的な更新・改修を図る必要がある。

本町の農家数は年々減少を続けるとともに農業従事者の高齢化が年々進んでいる中、一農家あたりの経営耕地面積は平均0.6haと狭い一方、戸別農家では農業機械の普及率が高く、過剰投資が農業経営を圧迫していることがうかがえる。また、農業従事者の減少・荒廃農地の増加に伴って鳥獣被害が増加している。このような要因が重なり、次世代の担い手の農業離れに拍車がかかっている。

本町の農業を活性化するためには、関係機関と連携し研修教育、経営診断、先進地視察などによる農業後継者の育成とともに、農地の集積や組織営農または法人化を推進し、水田等農地の有効活用を図ることで、農業生産体制の効率化と農産品の品質向上を推進する必要がある。

さらに、道の駅を利用した農業の活性化のため、町内農産物等に消費の場を確保することで生産活動の活性化や生産者の育成を図っているが、量の確保及び品質の向上が課題となっている。

有害鳥獣被害防止については、農産物被害は深刻であり、これまで福岡県及び猟友会等関係機関と連携して被害防止対策に取り組んできた。特にサル被害については、町独自の農産物被害対策として電気柵・魚網の設置費用補助や、巡視員によるパトロールなどを行ってきた。今後も、近隣市町村と連携を図るなど、継続して取り組む必要がある。

特産品については、タケノコ、干し柿、柚子などの特産品があるが、他地域から抜きんでた特産品には至っていない。

既存の特産品の生産拡大と品質の向上を図るとともに、新しい特産品の開発を支援する必要がある。

② 林業

林業は、全国的にも海外との木材価格競争下に置かれ、厳しい環境にあるが、森林については水源涵養機能など公益的機能の重要性が見直されている。

本町の森林面積は、2,825haで町の面積の63%であり、うち民有林が2,627haと森林の93%を占めている。民有人工林は1,497haあるが林業者の高齢化等により除伐・間伐の遅れが目立ち、森林の荒廃が進んでいる。また、竹林では本町特産品であるタケノコを生産してきたが、生産者の高齢化や担い手不足により荒廃が進んでいる状況である。

このような中、人工林の適切な除伐・間伐などによる荒廃森林の再生や林道網の整備・保全などの林業生産基盤整備及び森林の公益的機能の増進に取り組むとともに、竹林整備を進め、タケノコ等特産林産物の生産を推進する必要がある。

③ 地域企業・企業誘致

本町の工業は平成30年時点、事業所数23、従業員数517人、製造品出荷額等が約100億円となっており、平成16年3月の香春太平洋セメント(株)の事業撤退によるセメント産業の縮小後、回復傾向にあったものの、平成20年のいわゆるリーマンショックに端を発する世界的な金融危機の影響等により平成21年から再び縮小し、以降低水準から脱することができない状況にある。

このような中、住民の雇用の場の確保へのニーズは高く、時代の変化に対応できる地域企業

を育成・支援する必要がある。

本町は北九州・京築地域に隣接し、国道も交差する筑豊地区の玄関口であるという好条件であり、本町唯一の工業団地である宮原工業団地は4つの企業が進出を果たし、現在は空気がない状況である。

一方、激しさを増す国際競争のもと全国的にも工場の国外移転による産業の空洞化が懸念されており、福岡県では、アジアをリードする次世代自動車も含めた一大生産拠点の構築を目指して「北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想」を推進している。

このような状況の中、効果的な地元雇用の場を創出するために、新たな企業用地及び必要な産業基盤整備を模索し、企業誘致に取り組む必要がある。

創業については、平成27年4月に策定した創業支援事業計画に基づき、商工会等関係機関と連携してより効果的な施策を講じる必要がある。

また、コロナ禍をきっかけにリモートワークやテレワークといった働き方が急速に普及しつつあることから、移住・定住施策とも連携しながら、コワーキングスペースやサテライトオフィスの誘致等の取組も必要である。

さらに、学校再編により生じた廃校跡地について、住民ニーズに十分配慮しながら、企業誘致などの取組が求められている。

④ 商業

近年、消費者の生活スタイルや意識の変化、車社会の進展といった社会状況の変化に伴い、ワンストップ型の郊外型商業施設の進出やインターネット購買の増加などの影響を受けて、商業圏の広域化が進展している。そのため、本町では昔ながらの商店街は空洞化し、現在は零細商店が点在するだけで商店街としての機能が失われている状況である。

商店の活性化については商工会と行政が連携しながら進めていくとともに、後継者の育成や地元での消費活動を促進する必要がある。また、道の駅を活用した商業の活性化を推進する必要がある。

また、石油製品の安定供給を担うSS(サービスステーション)は令和3年4月時点で町内に6箇所(内2箇所は灯油販売のみ)存在する。しかしながら、これらSSについても利用客の低迷や経営者の高齢化といった現状があり、これらの存続に向けた取り組みが求められている。

⑤ 観光・イベント

本町には豊前風土記に記された史跡や幕末から明治初期の城下町の面影を残す史跡が点在し、白鳳時代には香春を舞台にした短歌が万葉集に記されている。かつて香春岳での産出・精製されていた銅は新羅からの渡来人や東大寺の大仏造営とかかわりがあり、古代から宇佐八幡宮に奉納する御神鏡を鑄造するなど歴史の町としての物語が多くある。

また、高いラドンを含有する柿下温泉(現在休業中)、個性豊かな窯元、山に囲まれた地勢を活かした登山ルート・ウォーキングコース、平成30年3月にオープンした九州オルレ「筑豊・香春コース」など本町は数多くの観光資源を有している。

さらに、五木寛之氏の小説「青春の門」の冒頭で「異様な山」と表現された香春岳は田川地域のシンボルとして田川を訪れる方や帰郷した方々を楽しませている。

しかしながら、本町には観光を生業とする事業者が少なく、観光産業は育っていないのが現状である。

今後は、当町の観光資源を活かして「稼げる観光」を実現するため、まずは観光入込客数の

増加を目指し、現存する観光資源の魅力向上、積極的なPRとともに、近隣市町村と連携した広域観光ルートの設定に取り組む必要がある。

町と町観光協会が共同で実施する「ふるさと香春夏まつり盆踊り大会」「ふるさと香春秋まつり」は町を代表するイベントとして定着している。

また、町の各地域では、県無形民俗文化財に指定された「古宮八幡神社神幸行事」をはじめ、「愛宕山照智院の護摩焚き」「鶴岡八幡神社の流鏝馬」など歴史ある個性的なイベントがそれぞれ開催されているほか、「宮原コスモスまつり」など住民発信の新しいイベントも生まれてきている。

今後は、イベントの魅力を積極的にPRし、町が主催又は共催するイベントについては、関係団体と連携し魅力の向上を図り、イベントへの住民参加の拡大と外部からの誘客の拡大に取り組む必要がある。

また、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、町観光協会と連携して実際に訪れなくても観光を楽しめる「新しい観光」の取組を始めており、これを推進していく必要がある。

(2) その対策

① 農業

ア 農業生産基盤の整備

土地基盤整備事業は、中山間地域を中心に地元特性に沿った整備構想の検討を進める。

農業施設については、計画的な整備・改善を図る。

イ 生産体制の整備

営農指導体制の確立のため、営農会議を積極的に開催し、営農指導を推進するとともに、農業機械の共同利用や役割分担等による効率的な営農活動を図るため、営農組織の育成支援に取り組む。

国の農業政策に合わせて効率的な地域農業を行うことを目的として農業の維持増進を図るとともに、耕作放棄地の事前予防と対策を推進する。

道の駅を利用した農業の活性化については、生産者の利用増進と育成に努め、商品の安定供給と農業の活性化を図る。

ウ 担い手の確保育成

農業の担い手となる認定農業者や営農組合員の技術向上に取り組み、農業後継者の確保・育成を図る。

また、農地バンク等を活用して新規就農者の確保を進めており、移住・定住施策とも連携しながら、担い手のすそ野を広げていくとともに、土地利用の集積化を図る。

エ 有害鳥獣被害防止

有害鳥獣被害防止については、福岡県及び猟友会等関係機関と連携するとともに、サル被害防止については関係市町村との連携等により農作物被害対策に取り組む。

オ 特定農産品の開発支援

JAたがわ等関係機関と連携して生産面積と販路の拡大を進め、「れんげ米」のブランド

化を図るとともに、新たな推進作物の選定により農家の所得向上を目指す。

既存のタケノコ・干し柿についてはJAたがわや生産者部会等と連携し、生産拡大・品質向上を進めるとともに、関係機関と連携して新しい特産品開発を推進する。

② 林業

ア 基盤整備の推進

既存林道を活用した路網の整備と保全を推進する。

イ 森林の整備

荒廃森林整備事業等を活用し、森林の再生に努めるとともに、計画的な除・間伐を推進し、保全と整備に努める。

ウ 竹林の整備

竹林バンクや補助制度を活用しながら、竹林の保全と整備に努めるほか、関係機関と連携した取り組みを推進する。

エ 特用林産物の推進

タケノコ等の特用林産物については関係機関と連携し、実態把握に基づく支援をする。

③ 地域企業・企業誘致

ア 商工会への支援

地域企業の育成・支援を行っている商工会の活動を支援する。

イ 企業誘致

必要な産業基盤及び新たな企業用地の検討を進めるとともに、誘致支援制度など優遇制度の研究を行い、企業誘致に取り組む。

また、学校跡地の利活用策を具体的に検討し、地域のニーズに沿った企業誘致に取り組むとともに、移住・定住施策とも連携しながら、コワーキングスペースの整備やサテライトオフィスの誘致等を通じ、「新しい働き方」の受け皿を創出する。

ウ 創業支援

近隣市町村や商工会等関係機関と連携してセミナー開催や相談窓口の設置、中高生への経営者意識芽生えさせ事業など各種創業支援に取り組む。

④ 商業

ア 後継者の育成支援と商店の経営近代化

商工会と連携し、若手の積極的な参加を求め世代交代を進めるとともに、経営近代化に向けた経営勉強会等に取り組む。

イ 商品の開発と販路拡大への支援

商工会等との連携により、消費者ニーズにあった付加価値の高い商品の開発、販路拡大を支援する。

ウ 地元消費活動の促進
商工会と連携し、プレミアム商品券を発券するなど地元での消費活動を促進する。

エ 道の駅の活用
地元商品の情報発信など道の駅を活用した商業の活性化を推進する。

⑤ 観光・イベント

ア 観光資源の魅力向上
観光資源の魅力向上・整備に取り組むとともに、香春町観光協会やボランティア団体等の活動を支援する。

イ 観光PRの推進
町と町観光協会が協議・連携・情報共有し、道の駅香春と町観光協会を情報発信基地として観光PRを推進する。

ウ 広域連携の推進
田川広域観光協会や近隣市町村、また北九州都市圏域と連携し、広域観光ルートの開発、PRに取り組む。

エ 住民参加への支援
各種イベントへの住民参加をホームページ・広報・ポスター等で呼びかける。

オ イベント内容の充実
参加者からアンケート等で多くの意見を聞き内容を充実させる。

カ イベント告知・PRの拡充
県や近隣市町村などと協力し合同イベントに積極的に参加し、町単独イベントを開催する。また、わかりやすい観光マップやパンフレットを作成する。

キ ふるさと香春まつりの充実
イベント内容や企画・演出等の工夫や積極的なPR等を行う。

⑥ 他の市町村との連携

ア 他の市町村との連携
産業振興において周辺市町村との連携に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	土地基盤整備事業	町	

	林業	荒廃森林整備事業	町	
		林道整備事業	町	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	農業施設等整備事業	町	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	香春町ライスセンター整備事業	町・JA たがわ	
	流通販売施設	道の駅香春整備事業	町	
	(5) 企業誘致	廃校等活用事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農業振興推進事業費補助金	町	
		中山間地等直接支払事業	町	
		農業担い手育成事業	町	
		鳥獣被害防止対策事業	町	
		農林業特産物推進事業	町	
		多面的機能支払事業	町	
		農地・竹林バンク	町	
		竹林整備事業	町	
		半農半X農業体験事業	町	
	商工業・6次産業化	プレミアム商品券補助事業	町	
創業支援事業		町・商工会		
観光	町観光協会補助金	町		
	観光推進事業	町		
	オルレ推進事業	町		
企業誘致	廃校等活用事業	町		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
香春町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、産業系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政

負担の抑制を徹底します。」と定めている。また、廃校等利活用事業については、学校教育施設の基本方針において「学校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 行政のデジタル化

令和3年9月に施行されるデジタル改革法案によるデジタル・トランスフォーメーションの実現、そして令和2年度より第5世代移動通信システム(5G)の商業的サービスが開始され、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」が実現するIoT時代の新たなICT基盤として期待されるなか、同年度に実施された文科省によるGIGAスクール構想における子ども1人1台端末の利活用などデジタル情報社会のあり方が大きく変わろうとしている。

本町においても町のホームページやSNSアカウントを開設して広く情報の発信を行っている。今後も常に新しい情報を発信し、町内はもとより、全国に本町の最新情報を発信していく必要がある。

また、スマートフォン等の利用については、山間地域の一部で電波の受信状況が悪く、改善を求められている。

行政分野でのICTの活用については、これまで基幹システムである総合行政システムの機器の更新やイントラネットの整備、地図情報のデジタル化及び一元管理を実施してきた。今後は、引き続き個人情報の取扱い等、セキュリティ対策を課題としつつ、安全安心に行政のデジタル化を進めていくことが課題となっている。

その他、インターネットを活用して、広報広聴の充実のほか、健康管理、医療、防犯・防災などへの活用も図っていく必要がある。

また、どの世代でもデジタル情報化社会に適応できるよう各種講座や技術習得のための機会づくりや情報の安全性への対応が求められている。

② 通信施設の整備

災害発生時を含む全住民への主たる緊急情報伝達手段として使用している防災行政無線については、平成17年度に運用を開始後、老朽化が進んでおり、不具合も出始めている。住民の安心・安全を担保するとともに、設備の長寿命化を図るため、大規模改修に取り組む必要がある。

また、同無線は町内全域をカバーしているところであるが、未だ難聴地域が解消されていないため、必要な個所への対応が課題となっている。

(2) その対策

① 行政のデジタル化

ア 情報・通信基盤の充実

インターネット環境整備により、常に最新の情報発信に努めるとともに、インターネット回線や4G、5Gによる高速通信網など地域性を考慮したICT環境の向上を図る。

また、山間地域におけるスマートフォンや携帯電話等の電波改善について関係企業に

要望・協議を行う。

イ 行政サービスのデジタル化

ライフイベントに係る手続き等のオンライン化、ワンストップサービス化の推進やホームページの刷新、SNSの活用による住民への分かりやすい情報発信に努める。

子どもからお年寄りまでがデジタル情報化社会に適応するための講習会等の充実に努める。

ウ 行政の簡素化・効率化

ICTを活用した行政改革の推進や情報システムの見直し、刷新を実施する。

エ 自治体クラウドの推進体制の強化

ライフイベントに係る手続きのオンライン化、ワンストップサービス化を始めとする各種自治体システムのクラウド化による共同運用に取り組み、自治体クラウドへの移行を推進する。

オ 情報セキュリティ対策

セキュリティポリシーに基づく庁内情報セキュリティ(情報資産の機密性、完全性、可用性の維持)の維持向上に努めるとともに情報の適正な取り扱いを推進する。

災害発生時の情報保全に努める。

② 通信施設の整備

ア 防災行政無線施設の整備

住民への主たる緊急情報伝達手段である防災行政無線の長寿命化を図り、難聴地域の解消に努める。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	全庁型GIS及び自治体間連携GIS共同開発事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、行政系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町は、国道201号と国道322号が交差し、筑豊地域を福岡都市圏と北九州都市圏とを結ぶ交通の要衝となっている。ラッシュ時の渋滞緩和や物流の核となる交通網の整備・機能の確保のためにも現在計画中の国道201号香春拡幅の早期整備が望まれている。

また、八女香春線、英彦山香春線等の県道については改善が進んでいる区間もあるが、交通量の割に道路幅員が狭く現状に即していない区間もあり、更なる整備改良による道路網の充実が求められている。

今後は、都市部に比べ遅れている道路整備の促進について、更なる整備促進を国土交通省と県に強く要望する必要がある。

本町の幹線・生活道路については、幹線道路である1・2級路線整備は向上しているが、生活道路を含めた町道の改良率は令和2年度末時点で61.4%、舗装率は78.1%程度と近隣市町村に比べて低い状況にある。

生活道路としての町道は地域住民の生活に密着した欠くことのできない道路であることから、今後は、準都市計画区域における建築物敷地の接道義務、消防車・救急車等の緊急車両の通行や災害時の避難経路等を考慮しながら道路整備を進める必要がある。

また現在、本町の橋梁は、比較的健全であり損傷が著しい橋梁はないものの、その多くが老朽化しているため、平成23年度に策定した「香春町橋梁長寿命化修繕計画」及び平成30年度策定の「香春町個別施設計画(橋梁)」に沿って計画的な維持・修繕を行う必要がある。

一方、町内の交通事故件数は近年横這い傾向であるが、いかに交通弱者の事故を減少させるかが課題となっており、毎年、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー等を設置し、交通環境を整備している。

農道および林道については、既存路線の維持管理が課題となっており、今後は、既存路線を活用した路線網の整備と保全が必要である。

② 交通ネットワーク

現在の本町におけるバス交通は、田川市から北九州市を結ぶ西鉄後藤寺～中谷線を西鉄バス筑豊が、香春町役場から行橋市を結ぶ香春線を太陽交通バスがそれぞれ運行を行っているが、西鉄後藤寺～中谷線は令和3年9月末をもって廃止される予定である。また、鉄道については、大分県日田市から北九州市を結ぶJR日田彦山線を九州旅客鉄道が、直方市から行橋市を結ぶ伊田線及び田川線を第3セクターの平成筑豊鉄道が運行を行っている。なお、JR日田彦山線については、2017年の九州北部豪雨で被災し、不通になっている添田～夜明(大分県日田市)間をバス高速輸送システム(BRT)に転換することが決定しており、2023年までに完工する予定となっている。

こうしたなか、自家用車の普及拡大や少子化の影響などによる利用者の減少が深刻化しており、今後もその傾向が続くと予測される。各公共交通機関による利用者獲得の努力はもとより、行政においても各関係自治体等で公共交通の維持存続に向けた経営補助をはじめとする様々な取り組みを連携して行っているが、本町においても路線の廃止や便数の削減などがすすんでいるのが現状である。

公共交通は環境負荷の少ない輸送手段であるとともに、高齢者等の重要な移動手段である

ため、今後とも各公共交通機関や関係自治体との連携強化を図り、公共交通の維持改善に向けた取り組みが必要である。

なお、これまで福祉バスが担ってきた町内における移手段の利便性向上を図り、持続可能な公共交通体系を構築するため、令和2年3月に「香春町地域公共交通網形成計画」を策定し、翌令和3年3月には同計画を具体化するための「香春町地域公共交通再編事業計画」を策定したところである。これにより、令和3年10月から公共交通の再編を実施する予定である。

具体的には、現行の福祉バスを廃止し、スクールバスを活用した市町村有償運送によるコミュニティバスに転換したうえで、一部中山間地域を対象に実証運行としての予約型デマンドタクシーを併用することで町内移動の利便性向上を図り、これらをJR日田彦山線等と円滑に接続することで町外への移手段を確保することとしている。

(2) その対策

① 道路

ア 国道201号香春拡幅・322号香春大任バイパス4車線化の整備促進

国道201号香春拡幅の早期整備及び国道322号香春大任バイパス4車線化の推進を、所管する国土交通省と県に強く働きかける。

イ 県道の整備促進

八女香春線、英彦山香春線等の県道について、更なる整備改良を要望していく。

ウ 町道の整備促進

国道・県道へのアクセスや、安全性、利便性を考慮して、計画的に整備改良を図る。

エ 橋梁の改良整備

「香春町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、橋梁の予防的な点検・修繕及び計画的な架け替えを行い、コストの縮減を図る。

オ 道路交通環境の整備

ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー等の交通安全施設整備を推進する。

カ 農道及び林道の整備と保全

既存路線を活用した路線網の整備と保全を推進する。

② 交通ネットワーク

ア 民間バス路線の確保

関係機関等と連携して利用者増加など、民間バス路線の確保に向けた取り組みを行う。また、その取り組みを広く住民に周知するための広報活動等に努める。

イ 鉄道路線の確保

関係機関等と連携して利用者増加など鉄道路線の確保に向けた取り組みを行う。また、その取り組みを広く住民に周知するための広報活動等に努める。

ウ 新たな地域公共交通の利便性の向上

令和3年10月から運行を開始するコミュニティバス及びデマンド交通について、円滑な運行に努めるとともに、利用者のニーズに寄り添いながら利便性向上に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路新設改良事業	町	
		道路維持費一般事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	町	
	その他	水路新設改良事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	太陽交通バス運営補助金	町	
		西鉄バス運営補助金	町	
		鉄道支援事業	町	
		コミュニティバス運行事業	町	
デマンド交通運行事業		町		
通学定期券補助事業		町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、インフラ資産の管理に関する基本方針を、「住民のニーズを捉え、かつ財政状況を勘案しながら真に必要な整備を計画的に行っていきます。橋梁については長寿命化計画を策定しており、その優先順の高いものから順次改修を行っていきます。危険性の高いもの、重要性の低いものについては除却を検討します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 住宅・住環境

町営住宅戸数は、令和2年度末時点で25団地715戸となっており、そのうち22団地513戸が耐用年数の過半を経過している状態で老朽化・狭小化が著しく、居住環境の悪化が目立っており用途廃止を含む改善・建替等の手法を行い計画的な住宅管理に取り組む必要がある。

また、公園や緑地は、地域の景観や住民の憩い安らぎ空間を形成するとともに防災上の緩衝地帯として重要な役割を果たしているため、公園の整備を図る必要がある。

② 上水道・汚水処理

水は、生活や産業活動にとって欠かせない資源である。安定的な水資源の確保と地下水の

保全に努める必要がある。

本町では、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目標に、上水道の整備を進めてきたところであるが、未だ一部未給水地区があり、上水道が必要な地域への整備が課題となっている。

また、漏水の減少及び有収率の向上等のため、積極的に老朽管の布設替えを行う必要がある。なお、現在福岡県は「水道広域化推進プラン」の策定を進めており、この動きに適切に対応し、より安定的な給水を実現する必要がある。

本町では、香春町環境基本計画に基づき、河川の水環境保全を目的に、まず各家庭から排出される生活雑排水の対策を行っている。その手法として、平成16年度から平成25年度の10年間、民間企業の営業力・資金力・技術力を活用したPFI事業により合併処理浄化槽の設置を推進した結果、平成15年度までの汚水処理人口普及率11%だったものが平成25年度には59.8%まで改善された。また、26年度以降は浄化槽市町村整備推進事業を実施しており、令和元年度末汚水処理人口普及率は71.3%となった。引き続き、普及率の向上を目指す。

一方、町内にはし尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り式便所も多く残されている状況があり、これらの合併処理浄化槽への転換についても継続して取り組まなければならない。

また、河川への汚水の流れ込みは、家庭からの雑排水の他に、産業排水の放流もあることから、今後は企業などの協力を得ながら河川の水質保全のための対策を講じていく必要がある。

③ 環境・衛生

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、行政と住民、事業者が一体となって環境保全に取り組む。そのための行政施策については、「香春町環境基本条例」及び「香春町環境基本計画」に沿って取り組む。

本町では、環境と共生する地域づくりのため、町全体で清掃活動を実施する「クリーン作戦」のほか、水質保全への配慮、森林資源の保全と整備、環境緑化の推進とともに、一般家庭などからの雑排水の浄化についての啓発を行っている。

今後も排水処理対策と足並みをそろえ、水質保全などの啓発を推進していく必要がある。

環境教育については、地区公民館での廃品回収や環境美化活動並びにボランティア団体による環境教育(サケの稚魚放流・めだかの学校・家庭での省エネ調査)に取り組んでいるが、地域活動やボランティア活動に取り組む方の高齢化が進んでいるため、環境問題に興味を持ってもらえるように講座等を開催し、若い世代にも協力を得られるようにしていく必要がある。

環境情報の提供については、広報紙で住民に活動内容を周知するとともに、学校でチラシを配り、児童生徒に周知を行っている。今後は、インターネットも利用して広く情報を提供する必要がある。

公害の未然防止については、住民からの通報による指導を実施しているが、未だ住宅密集地での野焼き等が後を絶たない状況である。

ごみ等の排出量については、事業活動や住民生活に伴うごみ処理量・し尿処理量が減少傾向にあり、浄化槽汚泥については、増加傾向にある。このことから、リサイクル活動や啓発活動によって住民のごみ減量化に対する意識向上が図られ、また、合併処理浄化槽の普及により、し尿処理が減少し、相対的に浄化槽汚泥が増加したと考えられる。引き続きごみの減量化に向け、きめ細かな啓発を充実する取り組みが不可欠である。

ごみ等の処理については、これまで田川郡東部環境衛生施設組合に加入し、ごみ・し尿・浄化槽汚泥の共同処理を行ってきたが、今後は田川地域8市町村で田川地区広域環境衛生施設組合を設置し、共同処理を行う。なお、し尿処理等については令和3年度から、ごみ処理につい

ては令和6年度から開始する予定である。現在そのために必要な施設建設が進行中である。

本町では、平成7年から資源ごみ回収奨励金の交付事業を行っている。近年は回収団体数が横這いであるものの、各地区の子ども会等の減少により回収量が減少傾向にある。

今後は廃棄物の減量化、再生利用を進めるためにも、住民一人ひとりの自覚と協力が必要となることから、リサイクルや美化運動等の啓発が重要となる。併せて、巡回パトロールによる不法投棄の防止対策に警察等と連携して対応しているが、不法投棄は続いている。

また、事業者においては、自らの責任において、ごみの減量に努めるとともに、産業界に対する指導の強化が必要である。

④ 安全・安心

本町の河川は、遠賀川水系の金辺川、呉川、御祓川及びその他支流河川で形成されている。これらは福智山系の牛斬山、飯岳山(大坂山)、障子岳、香春岳三岳などの山で囲まれているため急流河川が多くあり、梅雨時期などで集中豪雨が起きれば洪水が発生し、急傾斜地の崩壊や堤防決壊による家屋の浸水、田畑の冠水など大災害を引き起こす恐れがある。

このような災害から住民の生命や財産を守り、安心して生活できる環境を整えるため、「香春町地域防災計画」を現状に即したかたちに随時見直しを図る必要がある。また、福岡県が指定した土砂災害警戒区域等の周知を継続するとともに自主防災組織の設置を進めていく必要がある。さらに、「金辺川」、「呉川」、「御祓川」の水害発生危険区域などを中心とした治水などの防災体制の充実・強化に努める必要がある。

また、土石流対策や急傾斜地の崩壊防止対策は年々進んでいるが、今後も関係機関と連携し、土石流の恐れのある溪流や、崩壊の恐れのある急傾斜地の崩壊防止対策を講じる必要がある。

土砂災害が発生した場合、人家・公共施設等に被害をもたらす恐れがある地域において、災害発生の危険度の高い地域などを優先的に、治山事業及び砂防関係事業を進めていくとともに、関係機関と連携をとり総合的な防災対策の強化を図っていく必要がある。

消防については、消防水利施設の整備、消防車両の更新、消防格納庫の補強・更新が必要となっている。また、常備消防及び防災施設として重要な役割を担う防災拠点施設においても、老朽化が顕著となっており、施設の耐震性、耐火性の確保も必要であることから、分署所の建替が急務となっている。併せて、今後予想される大規模災害時に備え、防災備蓄倉庫を整備するなど一層の消防力強化が求められている。さらに、消防団の資質向上や、自主防災組織の組織化に向けた積極的な取り組みを進めるとともに町職員全員の救命講習受講を推進する必要がある。

救急については、子どもや高齢者を巻き込む交通事故の多発や、夜間まで活動する夜型生活者の増加によって、深夜の事件・事故なども増えており、このような社会環境の変化による災禍への迅速な対応が求められるなか、救急車両の更新整備や救急搬送業務の一層の効率化を図っていく必要がある。

また、緊急時の情報伝達に使用する防災行政無線については、現在各地区に配備してあるが、聞こえにくい改善してほしい等の要望があり、必要な個所への対応が課題となっている。

交通安全については、交通安全運動が年4回実施されているほか、交通安全推進協議会が毎年開催され、総合的な交通安全対策を検討しているが、子どもや高齢者を巻き込む交通事故は後を絶たない。

また、近年、全国的には犯罪が多発傾向にあり、児童に対する下校途中の犯罪や凶悪な暴

力事件が発生しており、今後は、警察等と連携し、安全なまちづくりに取り組む必要がある。

消費者保護については、消費者志向の多様化により訪問販売や消費者金融など、様々な社会問題が発生している。このため関係機関と連携を密にし、消費者生活の正しい知識の普及や情報提供に努めるとともに、様々なトラブルに対応できるよう相談体制の充実が必要である。

空き家対策については、平成29年8月に香春町空き家等対策計画を策定し、放置空家の解消に努めているところであるが、高齢化や人口減少により、放置空家は増え、それらに対する苦情件数も増加傾向にある。引き続き相談体制の強化を図るとともに、特に危険な老朽空家については除却を促進する必要がある。

(2) その対策

① 住宅・住環境

ア 町営住宅の整備

現在の町営住宅整備の基本計画である「香春町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の適正な整備・管理に取り組む。

イ 地域の公園の整備と管理

憩いの場、交流の場として地域の特性を考慮した公園整備を推進するとともに、それぞれの公園の目的に沿った適切な管理に努める。

② 上水道・汚水処理

ア 生活用水の確保

長期的な視点に立ち、安定供給ができる水資源の確保に努める。

イ 工業用水の確保

企業の誘致活動を進めるための必要用水の確保に努める。

ウ 上水道の整備

安定した浄水の供給を目的とし、上水道施設の維持整備に努めるとともに、現在未給水の地区についても、引き続き必要な地域での整備を図る。

エ 水道広域化への対応

福岡県が進める「水道広域化推進プラン」の策定及びその実行について適切に対応する。

オ 水の有限性に対する啓発

水は限りある資源であるという認識を深め節水意識の高揚に努めるとともに、水の循環、再利用などの有効利用を促進する。

カ 合併処理浄化槽の設置

合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り式便所から合併処理浄化槽への転換を推進する。

キ 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備
生活排水処理については、地域特性に応じた効果的かつ効率的な手法による整備を推進する。

ク 産業排水対策
企業などの協力を得ながら河川の水質保全のための対策を講じる。

③ 環境・衛生

ア 環境基本計画の推進
住民・事業者への啓発と行政としての率先した環境保全行動を推進する。

イ 環境に関する教育・啓発の推進
学校教育での環境教育については、重要な教育のひとつであるため、より体験型の実践学習により定着を図る。
地域での環境教育については、学校教育との連携を強化しながら、実施内容を関係団体と協議し、協力者の増加を図る。
環境情報の提供については、各区長との連携を強化しながら、広報紙による住民への活動内容の周知やチラシによる児童生徒への周知とともに、インターネットも利用して広く情報を提供する。

ウ 環境にやさしいライフスタイルの確立
生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの意識を高め、エネルギー利用、ものやサービスの選択、消費活動等における「もったいない」の考え方に則した意識・行動の変化を通して、住民・事業者・行政が一体となったマイバッグ運動等の推進を検討し、さらに、意識・行動の変革を加速するとともに、地域の活性化にも結び付けていく。

エ 公害問題への取り組み
公害の未然防止と広報紙による公害防止意識の啓発に努める。

オ ゴミの減量化と美化活動の推進
町主催のクリーン作戦や、資源ゴミ回収に取り組む団体への助成を継続し、ボランティア団体や子ども会を中心とする活動への支援と、住民への自主的な美化対策への気運を高め、美化活動の推進に努める。
また、警察等と連携しながら不法投棄防止のため、巡回パトロールを実施し、不法投棄者の発見のための捜査を強力に行う。

カ リサイクル率向上のための分別の徹底
本町では現在11分別を行っているが、必要に応じて分別収集の推進を検討する。

キ 産業廃棄物の適正処理
産業廃棄物の処理は排出事業者の自己責任において行われるものであり、適正な処理、処分が行われるよう監視体制の強化を図る。

- ク 処理施設の建設・更新
ごみ処理等に必要な処理施設の整備を図る。

④ 安全・安心

- ア 地域防災計画の推進
「香春町地域防災計画」に基づく防災機材の整備、防災訓練による初動体制の強化及び防災意識の向上を図る。
- イ 予防体制の強化
土砂災害危険箇所マップ等を活用するとともに、梅雨時期等における警戒、巡視体制を強化する。
住民に対しても防災意識の高揚を図るような広報活動を展開し、自主防災組織の育成を図る。
- ウ 地震対策の強化
近年、地域を問わず地震活動が活発化してきていることを考慮して、緊急地震速報等を利用し地震時の災害対策の強化を図る。
- エ 未改修河川の整備
未改修河川の現状を把握し、関係住民と協議しながら、必要に応じて改修工事を計画的に行う。
- オ 流域災害の予防・監視体制の強化
今後も引き続き、災害危険箇所の把握に努め、関係機関との連携を密にし、監視体制の強化と災害の未然防止に努める。また、河川機能・河川断面を確保するため、計画的に土砂の浚渫を行う。
- カ 土砂災害の予防
土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の把握を行い、関係機関との連携を図って、治山事業及び砂防関係事業を推進する。
- キ 消防力・救急力の強化
常備消防は、防災拠点施設として、災害時に効果的な機能が発揮できるよう機能強化を図るとともに建物の耐震化、耐火性を確保するために老朽化した分署所の建替を行う。
また、消防力・救急力の充実強化のため、消防車、救急車の更新整備を行い、防災備蓄倉庫の整備についても検討する。
非常備消防については、大規模災害時の災害対策活動に必要な防災備蓄倉庫の整備を行うとともに消防水利施設の整備、消防格納庫の補強更新及び消防備品の更新・確保を随時行う。また、移動系及び同報系の防災行政無線の適切な整備・更新を図る。

ク 広域消防行政の充実

田川地区消防組合、飯塚地区消防組合、直方鞍手広域市町村圏事務組合で締結している「消防相互応援協定」を継続し、防災行政無線を活用した消防団との迅速な連携を図る。

また、防災システムの確立に取り組む。

ケ 交通安全

田川交通安全協会香春支部及び田川警察署等の関係機関と連携し、広報紙での広報、高齢者交通安全教室の開催、春・夏・秋・年末の運動期間における取り組み等を通して、交通安全の啓発を行う。

コ 生活安全

住民の安全意識の高揚及び自主的な活動の推進並びに生活安全のための環境整備を図ることにより、住民が安心して生活することができる良好な地域社会を実現するため、田川警察署、田川防犯協会等関係機関と連携して、防犯マップの作成、防犯街灯の設置、生活安全推進事業等を実施する。

サ 暴力団排除

平成22年4月1日から施行された香春町暴力団排除条例に基づき、町の事務事業から暴力団を排除し、住民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を促進するため、福岡県、福岡県警察、田川市郡各市町村等関係機関と連携し、暴力団の排除に関する施策を実施する。

シ 安全な消費者生活の確保

様々な消費者問題に対応した相談体制の充実を図る。

ス 消費者意識の啓発

消費者生活のトラブルを未然に防ぐため相談体制を整備し、カレンダー・リーフレット等を作成し啓発に努める。

セ 放置空家対策

相談体制の強化や空き家の実態調査を行い、適正に管理されていない放置空家の解消に努める。必要に応じ老朽危険空家等解体補助金を活用し、「特定空家」等の除却を促進するとともに、空き家バンクなどを活用し放置空家化の未然防止を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道老朽管更新事業	町	
	(2) 下水処理施設			
	その他	浄化槽整備事業	町	

	(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	田川郡東部環境衛生施設組合 負担金(ごみ処理施設建設費)	一部事務組合		
		田川地区広域環境衛生施設組合 負担金(ごみ処理施設建設費)	一部事務組合		
	し尿処理施設	田川地区広域環境衛生施設組合 負担金(し尿処理施設建設費)	一部事務組合		
	(5) 消防施設	消防備品購入事業		町	
		消防水利施設整備事業		町	
		消防格納庫改善事業		町	
		防災センター整備事業		町	
		消防車両整備事業		田川地区組合	
		庁舎建替事業		田川地区組合	
	(6) 公営住宅	町営住宅等長寿命化事業		町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生活	消費者意識啓発事業		町
		環境	不法投棄巡回パトロール事業		町
		危険施設撤去	老朽危険空家等解体補助事業		町
			空き家等実態調査事業		町
		防災・防犯	生活安全推進事業		町
	(8) その他	河川改良事業		町	
		治山事業		町	
		防犯街灯設置事業		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、公営企業等施設の管理に関する基本方針を、上水道については「年間約1,000mを目標に老朽管の布設替えを実施していきます。」、浄化槽については「現在は整備事業で起債した地方債の元利償還金相当額を一般会計から繰り入れています。更新などにかかる経費負担については特別会計内で収支を安定させるようにします。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健

健康増進について本町では健康に輝く町づくり推進事業の推進により住民の健康づくりに対する意識が高まり運動習慣も定着してきている。その一方で、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患が依然として死因の5割を占めている。これらの疾患は食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒といった生活習慣が深く関係しているといわれている。

住民の健康向上のため、これまで住民健診の結果説明会や健康相談を複数回実施して、住民参加の機会を増やしてきたが、参加者の多くは固定者であるため、新規参加者を増やすことが課題となっており、生涯健やかにいきいきと、楽しく暮らせるよう、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要となっている。

病気は突然起こるものではなく、その前段階(未病段階)がある。各種健診等により、未病段階で心身の異変に気づくことで病気になるリスクを下げるのが重要である。

また、平時から生活習慣に気遣い、運動を習慣化させることが健康増進で最も大切なことである。住民の主体的な健康づくりを推進するための取り組みが求められている。

母子保健については、専門職を登用して出生時の乳児訪問を実施することにより、その後の乳児健診への関心も高まり受診へと繋がっている。また、平成27年度からは言語聴覚士による「発達相談」も開始し、多職種による継続的な支援も可能となっている。訪問拒否家庭・健診未受診者への関わりを持つことや、町内に小児のかかる専門機関がなく発達相談の機会を増やしていくため、臨床心理士、作業療法士などの個別支援機会を増やしていき、就学まで切れ目なく支援していく必要がある。

母子包括的支援では、妊娠・出産・育児に対する悩みに対し、保健師・助産師・保育士等の専門職や支援に必要な研修を受けた者が、不安や悩みを傾聴し、相談支援(寄り添い)を行う必要がある。あわせて、地域の母親同士の仲間づくりを促し(交流支援)、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し(孤立感の解消)、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようにサポートしていかなければならない。

精神保健については、近年の複雑な社会情勢の中で、社会生活や労働等に起因するストレス、育児不安からのストレス、介護疲れによるストレスなど精神的なストレスにより健康を損なう場合が増えている。日本国内の自殺者数は、平成10年度以降毎年3万人を超えていたが、国では平成18年度に「自殺対策基本法」を施行し、自殺対策が進められ、平成24年度から3万人を切っている状況である。

心の病気の代表的なものとされるうつ病は、多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患であり、自殺者のうちかなりの数はうつ病が背景にあると考えられている。心の健康に関する啓発を行うことで、自殺を防止するとともに、精神疾患を持つ者が地域で安心して暮らせるように支援体制を強化することが必要である。心の病気は自覚がない場合が多く、治療を遅らせる大きな原因となっている。早期発見・早期治療に努める必要がある。

感染症・疾病の予防については、近年、新型コロナウイルス感染症に代表されるような新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染症の未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要である。また、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行うなど、効果的な予防接種事業の推進に努める必要がある。

② 地域福祉

近年、少子高齢化の進行等に伴い、福祉ニーズは複雑・多様化する傾向にあり、また、地域社会での人間関係の希薄化が進む中で、高齢者の孤立化、ひきこもり、児童・高齢者の虐待などの社会問題が顕在化し、身近な地域における生活不安が広がっている。

このような状況の中、本町では平成15年度に「香春町地域福祉計画・福祉のまちづくり整備基本計画」を策定し、これを本町の地域福祉計画と位置づけているが、既に17年が経過しており、見直しが必要な時期となっている。

また、子育て支援のための育児と仕事を両立する体制づくり、母子・父子家庭など経済基盤が弱くなりがちな家庭への支援などにおいても、地域の見守りは欠かせない。

さらに、障がいを持つ子どもや、加齢に伴う障がいの発生や重複化が進み、介護者の高齢化などによる将来不安を抱える家庭も少なくないことから、障がい者支援の充実が求められる。また障がい者が地域において可能な限り自立し、社会参加でき、安全で安心な生活が送れる社会づくりが必要である。

そのため、地域の人々の連帯感を醸成する行政区等の地域単位でのコミュニティづくりが必要であり、併せて地域福祉の活動を支えるボランティアの方々が活動しやすい環境づくりも必要である。また、行政の果たす役割として、保健・医療・福祉が連携した福祉サービスの充実やバリアフリーのまちづくり、福祉交通の確保も必要である。

今後は、町社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、日常生活に支援を必要とする方が安心して地域で暮らしていけるよう、地域での支え合いを核とした地域福祉を推進する必要がある。

③ 高齢者福祉

本町の令和3年3月末現在高齢者比率は41.4%、後期高齢者比率は21.7%となっている。今後も、さらに高齢化が進むと予想されている。また、核家族化の進行により、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加するとともに、平均寿命は世界的にも最高水準に達しており、長い老後を過ごすことになる。

これまで「香春町高齢者福祉計画」によって高齢者福祉の充実を図ってきたが、生きがいのある充実した生活を安心して送るために、高齢者の社会参加、自己実現のための施策の充実、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう地域ケアシステムの充実が求められている。

④ 児童福祉

本町における年間出生人数は平成7年頃から平成25年頃まで約90名程度を維持してきた。平成20年から平成24年の合計特殊出生率の平均は1.80である。これは、福岡県1.43や全国1.38を上回っており、県内では第3位であった。しかし、平成26年以降は、出生数が急激に落ち込み、近年では50人台から60人台で推移している状況である。今後の動向を注視しながら、子育て環境の充実により出生数の回復を図らなければならない。

子どもの養育環境においては、核家族化、ひとり親家庭の増加、勤務時間の多様化など家庭の養育力低下が見られ、これらの問題が児童虐待につながっているケースもあり、少子化対策・次世代育成において、これらの問題を解決していく必要がある。

保育所について本町では、公立保育所2園(定員120名)、私立保育所3園(定員200名)の保育施設があり、令和3年4月1日現在の保育人数は290名(町内公立77名、町内私立165名、広域入所48名)となっており、定員数の確保や延長保育・一時保育等の保育サービスの充実が求められている。

また、保育所施設の老朽化が目立ってきており、今後は維持・管理だけでなく多様化する保育ニーズに対応した施設設備の有効利用が求められており、公立保育所の民営化の計画的実施が必要である。

放課後児童健全育成のため行われている学童保育は、保育所と同様に放課後保護者不在家庭の児童(原則小学校6年生まで)を保育するもので、本町では町内全域を対象に義務教育

学校香春思永館内で実施され、令和3年4月1日現在では110名の児童が利用しており、ニーズが高いことがうかがわれる。

相談支援体制については、香春町子育て支援センターを設置し、子育て家庭の相談や支援の窓口、子育て家庭の交流の拠点として機能している。また、保健師や助産師による乳児家庭訪問において乳児の健康相談・育児相談を行っている。今後も相談支援や関係機関との連携の強化を図り、体制を充実させる必要がある。

経済的な負担の軽減については、本町の保育料は国の負担基準より5%から20%の軽減を行っている。医療においては、義務教育修了前の子どもに子ども医療証、母子・父子家庭等にひとり親家庭等医療証を発行し、病院での負担の軽減を行っている。他にも児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当などの経済的な扶助制度についても周知を行っており、今後もこれらの制度の周知を徹底し対象者に手続きを促していく必要がある。

児童虐待については、関係機関による香春町要保護児童対策地域協議会を組織しており、同協議会にて対応を必要とする虐待・育児放棄等は毎年発生している。今後も虐待・育児放棄等の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応を図れるよう組織の連携強化に努める必要がある。

離別率については、平成27年国勢調査によると男性7.1%、女性9.5%と、福岡県の離別率男性4.9%、女性7.8%と比較して大きく上回っており、本町ではひとり親家庭への支援のニーズが高く、相談体制の整備、経済的支援の周知などの支援対策の充実が必要であるといえる。

⑤ 障がい福祉

障がい福祉サービスについては、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に対し共通の制度で提供される仕組みとなっているが、障がいを有した時期や原因、障がいの特性や程度により障がい者の生活能力はそれぞれで異なっている。このため、幅広い年齢層の方を対象とした障がい福祉サービスは、個々の障がい者の様々なライフステージとその障がい特性に応じて適切な福祉サービスを提供することが課題である。

障がい者の地域生活を支える上で最も大きい力は家族の力であるが、進む高齢化と核家族化による家族の介護力低下が懸念されており、適切な対応をすることが課題である。

相談支援体制については、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結び付けていくために、令和2年度より田川地区障がい者基幹相談支援センターを田川圏域において共同で設置し、障がい者の相談窓口として、相談支援の体制を整備するとともに、地域課題の共有や地域資源検討の場として、福祉・保健・医療・教育・就労などの関係機関による田川地区障がい者自立支援協議会を設置している。また、障がい福祉サービス利用者については、計画相談支援によるプランの作成に基づく適切なサービス利用を実施している。今後とも、相談支援体制を充実させていくことが課題である。

また、知的障がい者、精神障がい者の中には福祉サービス利用の判断やサービス利用料の支払い等が一人では難しく家族の援助もないため、地域での生活が困難になるケースがあり、成年後見制度等の適切な利用が課題である。

障がい者とその家族が地域で安心して生活するには、地域住民が障がいや障がい者への理解を深めることが求められ、多様な障がい特性などを正しく住民に伝えるための取り組みが必要である。

⑥ 社会保障

国民健康保険については、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、高齢化や経済状況の変化の影響を受けやすく、構造的に高齢者や低所得者の割合が高くなっている。

本町国民健康保険の財政は、高齢化による医療給付費の増加や、景気の低迷等による保険税収入の低下等によって、平成18年度から単年度赤字が続いていた。このような状況から税率の見直しや保健事業の推進、徴収率の向上などにより歳入の確保に努めてきた。結果、平成28年度からは単年度赤字を脱却しており、健全財政を旨とし、計画的に事業を展開している。

今後は、医療費の適正化を図るため、訪問指導事業をはじめとする各種保健事業を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及を進める必要がある。また、平成20年度から特定健診・特定保健指導を実施しているが、令和元年度の特定健診の受診率は44.0%と国平均37.7%を上回っている。今後とも受診率を高める取り組みを積極的に実施する必要がある。

国民年金制度にあつては被保険者の受給権を確保し、未加入者を解消するために制度の理解を求めていくことが必要である。

介護保険制度については、「介護」を社会全体で支え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、制度の適正な運営が求められている。しかしながら、要介護高齢者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、制度の健全で持続可能な運営が求められている。

生活保護制度については、被保護世帯が増加しており、適正な保護制度の運用が求められている。

(2) その対策

① 保健

ア 手軽に実践できる運動の推進

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を減少させるため、ウォーキングなど住民の誰もが手軽に実践できる運動をより一層推進し、町内全域での定着化を図る。

イ 保健指導・健康相談の充実

生活習慣病の有病者及び予備群を減少させることを目的に、個々人の生活習慣の改善に主眼をおいた保健指導及び健康相談の充実に努める。

ウ 生活習慣病対策

生活習慣病を食の面から予防するため、食や栄養についての知識の普及を推進し、正しい食生活へ行動変容の支援を行う。

エ 各種検診の充実

各年齢層に応じた疾病の早期発見、早期治療のための各種検診の充実に努める。

オ 健康づくり運動の推進

食生活改善推進会などの健康づくり団体と連携するとともに、地域の健康づくり運動指導者を育成し、各地域での自主的な健康づくり運動を推進する。

- カ 母親の育児不安の解消
専門職員による訪問や健診を通して母親の育児不安を軽減し、自信を持つことで良好な母子関係を築けるよう支援を行う。
- キ 障がい・疾病の早期発見
関係機関と連携して障がいや疾病の早期発見に努めるとともに、療育に必要な専門職員の配置検討と継続的な支援を行う。
- ク 心の健康に関する啓発・普及
偏見や誤った知識を払拭し、地域で安心して自立した生活ができるよう「心の健康」に関する啓発・普及を行う。
- ケ 社会復帰への支援
社会復帰を促すためにも地域社会との交流を深めるよう支援を行う。
- コ 心の病気への早期対応
健診などの機会を活用し、田川保健福祉事務所等関係機関と連携し、心の病気の兆候の早期発見・早期治療に導く取り組みに努める。
- サ 予防接種に対する啓発と機会の充実
予防接種の必要性についての啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携のもと乳幼児期から学齢期、成人期まで、住民に対する予防接種の機会の充実に努める。
- シ 感染症対策の推進
腸管出血性大腸菌感染症や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など各種感染症の未然防止のため、正しい指導と知識の普及に努めるとともに、関係機関との連携により感染症予防対策を積極的に推進し、新たな感染症に対しては情報収集を進め迅速かつ的確な対策を講じる。

② 地域福祉

- ア 地域福祉計画の更新
地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になる地域福祉計画の更新を行う。
- イ 地域見守り体制の充実
地域の見守り活動として、民生委員・児童委員やボランティア等地域全体での取り組みによるひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実を促進する。
- ウ 福祉バスの運行
新たな公共交通サービスが開始されるまでの間、福祉バスの運行を行い、買い物困難者や交通弱者の支援の充実に努める。

- エ ボランティア活動等の充実
社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉法人・ボランティア団体等の活動を支援する。
- オ 地域での支え合い活動への支援
地域が主体的に行う地域福祉向上のための取り組みを町社会福祉協議会等関係機関と連携し支援する。
また、地域福祉では支えきれないケースについては、保健・福祉・医療等事業者と連携し、各種サービスにつなげる取り組みを推進する。
- カ 地域福祉センター「香泉荘」の充実
在宅高齢者の憩いの場、要介護者等の福祉サービス提供の場及び地域住民の福祉の要求に応じた各種相談、研修事業等の場として必要な機能の充実を図り、より利用しやすい「香泉荘」を目指す。
- キ 公共施設等の有効活用
住民や団体等の相互の交流機会を提供するため、公共施設等の有効活用を図る。
- ク 相談体制の充実
民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の福祉を地域全体で支えるための相談体制の充実に努める。
- ケ 福祉サービスの提供
地域福祉の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人の立ち上げやネットワーク化を促進し、地域に根ざした福祉サービスの提供に努める。
- コ 民間事業者との連携・協働
多様化する福祉需要に応じた的確なサービス提供体制を確保するため、民間事業者との連携・協働に向けた調整・支援に努める。
- サ バリアフリーのまちづくり
福祉のまちづくり整備基本計画に沿って、町内のバリアフリー化を図る。

③ 高齢者福祉

- ア 生きがいづくりの支援
高齢者のふれあい交流の拠点整備や老人会等の活動支援を図り、生きがいづくりを支援する。
- イ 生涯学習等の促進
高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、世代間交流の活動などを促進する。

- ウ 雇用・就労機会の確保
高齢者の生きがいづくりのため、シルバー人材センターと連携した雇用・就労機会の確保を図る。
- エ 高齢者の社会参加の促進
高齢者の学習情報、ボランティア情報を提供するとともに、知識・技術を地域で生かすことができる人材活用を図る。
- オ 介護予防・生活支援の推進
健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送られるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進するとともに、介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実に努める。
- カ 総合相談体制の充実
地域の身近な窓口となる総合相談体制の充実を図る。
- キ 人材の育成等
保健・医療・福祉サービスの包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成等を促進する。
- ク 地域包括ケアシステムの充実
保健・医療・福祉等関係者と連携し、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、夜間や緊急時に迅速に適切な対応が図れるようケア体制の整備を促進する。また、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に協議体を設置し、地域課題の把握や多様なサービスの開発・構築に努める。
- ケ 成年後見制度の周知・活用
判断能力が不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の日常生活を法的に保護する成年後見制度の周知と活用を支援する。
- コ 高齢者の権利擁護への対応
高齢者虐待に対しては、関係機関と連携し適切に対応する。
- サ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進
保健・医療・介護分野が連携して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者への保健相談・保健指導等を行うことでフレイル（虚弱状態）予防や重症化予防を図り、町民の健康寿命の延伸を目指す。

④ 児童福祉

- ア 定員数の確保
保育ニーズを満たすため、町内保育所の定員数を確保する。

- イ 保育サービスの充実
延長保育、一時保育など今後もニーズにあわせ、保育サービスの充実を図る。
- ウ 保育施設の整備充実
保育ニーズに対応した保育所施設・設備・備品の計画的な整備を推進する。
- エ 公立保育所の民営化
公立保育所の民営化を計画的に実施する。
- オ 放課後児童対策の充実
香春思永館において実施している学童保育について、引き続き学校と連携して運営するとともに、保護者の意向を踏まえ改善を図る。
- カ 子育て支援体制の充実
子育て支援センター運営委員会により内容の検討を行いながら充実を図る。
- キ 子育て情報の提供
広報紙、ホームページやSNSなどを活用し、子育て情報の適切な提供を図る。
- ク 継続的な支援
各種健診時に子育て支援センター相談事業を実施し必要に応じて訪問を行い専門機関への紹介など継続的な支援を行う。
- ケ 家庭訪問の充実
乳児の家庭について保健師や助産師が家庭訪問を行い、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行う。
- コ 経済的負担の軽減
保育料の軽減や副食費の助成、乳幼児・ひとり親家庭の医療費等への助成の充実を検討し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
- サ 児童虐待への適切な対応
香春町要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、虐待の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応を行う。
- シ 就労支援等
各種手続きの案内や国や県の就労支援事業等の周知、関係機関への紹介など支援の充実を図る。

⑤ 障がい福祉

ア 福祉サービスの充実

個々の障がい者・障がい児の障がい特性、多様な生活状況、様々なライフステージに応じて適切な障がい福祉サービスを提供する。

イ 相談支援の充実

障がい者・障がい児とその家族が地域で安心して自立した生活を送っていくため、田川地区障がい者基幹相談支援センターを活用した相談支援事業の実施や田川地区障がい者自立支援協議会の開催、計画相談支援に基づく障がい福祉サービスの提供等、関係機関と連携しながら引き続き相談支援体制の充実を図る。

ウ 権利擁護の推進

知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し、成年後見制度等権利擁護関係サービスの利用に関する必要な支援を行う。

エ 住民への啓発の推進

広報紙、ホームページやSNS、パンフレットによる啓発や各種機関と連携した講演会等、住民が障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進するとともに、学校教育現場での啓発を推進する。

⑥ 社会保障

ア 生活習慣病の未然防止

特定健診・特定保健指導等により、生活習慣病を未然に防ぐよう努める。

イ 国民健康保険の財政健全化

財政健全化を図るため、訪問指導員による個別指導、保健事業、ジェネリック医薬品の普及啓発、関係機関との協議等による医療費の適正化とともに、財源の確保に努める。

また、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために保健事業の実施計画(データヘルス計画)を推進する。

ウ 後期高齢者医療制度の適正な運用

福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な運用を図る。

エ 国民年金制度の啓発

日本年金機構との連携を図り、年金相談体制の充実を図るとともに、住民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進する。

オ 介護保険制度の周知とサービス体制の充実

福岡県介護保険広域連合と連携し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるような体制づくりを進める。

カ 生計困難者等に対する相談・支援

民生委員・児童委員等による生活指導や適切な相談の充実を図り、関係機関との連携を通して生計困難者等に対する相談・支援に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所施設整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター	地域福祉センター整備事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	なごみの杜かわら整備事業	町	
		母子包括支援センター整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	公立保育所運営事業	町	
		園児バス運行事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		子育て支援センター事業	町	
		保育所副食費助成事業	町	
		幼稚園給食費助成事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	町	
	高齢者・障害者福祉	地域福祉センター運営事業	町	
		ひとり暮らし高齢者等見守り対策事業	町	
		福祉バス運行事業	町	
		敬老事業	町	
		家族介護用品(紙おむつ)支給事業	町	
		地域生活支援事業	町	
		重度心身障害者福祉手当支給事業	町	
	健康づくり	住民健診事業	町	
がん検診推進事業		町		
妊婦健診事業		町		
乳幼児健診事業		町		
母子包括支援センター事業		町		
(9)その他	子育て支援センター整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、保健・福祉系施設の管理に関する基本方針を、「今後は定期

的な点検等による予防保全を行い、更なる施設の長寿命化を図っていきます。また、老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。また、子育て支援施設については、「大規模改修が必要な場合には、学校再編事業による施設の最適化や財政状況を勘案しながら適切に対応していく予定です。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 地域医療

本町には、現在、診療所が2か所、歯科医院が5か所あり、それぞれ地域医療を担っている。しかし、診療科目が限られているため、診療科目以外の場合や生命に関わる場合には町外の医療機関を利用する状況にある。

救急医療体制については、田川地区急患センターと在宅当番制による一次救急医療、病院群輪番制による二次救急医療、飯塚病院救命救急センターによる三次救急医療体制が整備されているが、精神障がい者に対する救急医療の受入体制が課題となっている。

(2) その対策

① 地域医療

ア 地域医療の充実

医師会など関係機関の協力を得て、医療体制の情報提供に努め、住民が安心して医療サービスが受けられるような体制を確保する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	田川地区救急医療体制確保事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児・学校教育

幼児教育については、令和3年3月末に町立香春幼稚園が廃園となったため、町内保育所及び子育て支援センター等と連携して就学前教育の充実について検討していく必要がある。

学校教育については、町内の全4小学校・2中学校を統合し、令和3年4月に施設一体型の義務教育学校「香春思永館」が開校したところである。「たくましく生きる学力と体力を身につけ、他

人を思いやり、郷土を愛する、児童生徒の育成」を教育目標に掲げ、「英語教育」「ICT教育」「キャリア教育」「ふるさと教育」を特色とするとともに、地域住民とともに学校づくりを行う「コミュニティ・スクール」制度を導入する。また、指導体制の特色として小学校段階を前期、中学校段階を後期として、「6-3」で学年の区切りを設定し、前期から教科担任制を実施すること、「スクールソーシャルワーカー」「学力向上」「遅刻・不登校対応」「特別支援教育支援員」「スクールガード・リーダー」等の町職員が指導や支援を行うことなどが挙げられる。今後は、これらの特色ある教育内容を実践する中で、その水準を高めていかなければならない。

なお、学校再編に伴うハード事業については、校舎棟の建設は完了したものの、旧校舎の解体や外構・グラウンド等の周辺施設整備が残されている。

学校給食については、これまで安全・安心、栄養バランスのとれた学校給食の提供と内容の充実に努め、正しい食習慣が身につけられるよう指導を行ってきた。

しかしながら、社会がめまぐるしく変化する中で、子ども達を取り巻く食の状況の変化や、食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の低年齢化、食物アレルギーの増加等の問題が生じている。

② 生涯学習

本町の生涯学習の拠点である「香春町町民センター」等では、様々な事業や講座を実施している。近年では、地域住民が集うコミュニティセンターとして、利便性や交通アクセスの良さが注目され、町内外問わず盛んに利用されている。このような住民のニーズを踏まえ、施設の健全な維持管理と環境整備を行うとともに、地域住民の学習意欲が高まるような講座や講演会等をさらに積極的に開催していくことが必要である。

社会教育においては、近年、少子高齢化や地域の過疎化、高度情報化も加速し、人々の関係が希薄となる無縁社会化が進行しているため、様々な現場でも役員や行事参加者の固定化、高齢化が進み、新たな人材の育成が急務となっている。こうした状況を踏まえ、本町としては地域で様々な活動をしている人材を発掘し、その人材が意欲的に地域活動を行っていきけるような基盤づくりと学習機会を創造することで、地域に根付いた社会教育現場を作っていく必要がある。

自治公民館については、各地区の公民館単位での活動が少子高齢化の影響もあり、徐々に活力を失いつつあるように思われる。このため、公民館が生涯学習や地域課題の解決を目指す場として重要な役割を持っていることを、再認識する必要がある。本町としても、各地域の公民館活動に有益となる研修会やスポーツ大会など、様々な行事を今後も積極的に開催していくが、それと同時に他の公民館との協力事業や交流事業を推奨し、公民館単位を超えた地域の密な関係を作る必要がある。

また、本町では「教育のまちづくり」の一環として読書活動の推進に取り組んでいる。現在は町民センター内にて図書室を運営しているが、今後は更なる読書活動の推進のため、拠点施設の整備・拡充について検討する必要がある。

③ 青少年育成

近年、子どもを取巻く家庭環境及び社会環境は、少子高齢化や核家族化、夫婦共働き家庭の増加など、急激に変化している。このような社会環境の変化を要因として、かつては家庭や地域の中で自然と存在した教育、体験の機会は減少しており、それを補うために青少年に対する社会教育や様々な体験活動の機会を提供していくことが重要である。

青少年を取り巻く環境については、近年、携帯電話やインターネットなどの各種メディアの著しい発達と普及により、有害な情報等に容易に接触できる環境となっている。このため、「ネット

上のいじめ」や有害サイトを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が、社会的に大きな問題となっている。権限を持つ大人自身がメディアの危険性や子どもとメディアのあり方について学び、理解し、それらを適切に管理していく必要がある。

いじめや非行などのサインに気付き、重大な問題に至る前に未然に防止するためには、メディアの問題だけでなく、子ども達の社会や考え方についても大人が学び、子どもを見守る力を養うことが重要である。

さらに、子どもは大人を写す鏡ともいわれ、日々の生活態度やマナーなど子どもの健全な育成を図るためには、その模範となる大人に対しても啓発を進めていく必要がある。

子ども会については、少子高齢化による子どもの減少で子ども会の非組織、非活動が顕在化している。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化による地域コミュニティの希薄化や、地域において「保護者ではない大人」の割合が増えたことで、地域全体として相対的に子ども会・育成会活動に対する関心が薄れている。

子ども会・育成会活動は、地域の子供達が自ら考えて行動するとともに、地域の大人達が地域の将来を担う子供達を自ら育てるための重要な活動である。少子高齢化に対応して、いかに子ども会・育成会活動を存続していくかが課題であるとともに、子ども会・育成会が組織されていない地域への適切な対応が求められている。

現在、青少年の育成・指導に携わる組織や人材は、高齢化、固定化が進んでいる。そのため、社会環境に適応しながら青少年の健全育成活動を長期にわたり継続するためには、若年層の積極的な参画が不可欠である。

家庭教育については、核家族化等による地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化している。このような中、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭教育を地域と連携し支える体制づくりが必要である。

④ スポーツ

健康志向の高まりで、スポーツ人口の割合は増加している。一方で、子どもの体力や運動能力の低下が問題となって久しく、壮年期では運動する人とならない人の二極化が指摘されている。

スポーツの振興を行う上で、指導者の育成や確保はスポーツ施設の整備・充実とともに喫緊の課題である。

住民が安全で楽しくスポーツを行うためには質の高い指導者を育成することが不可欠であり、指導者には適切な助言や指導が行えるよう幅広い教養と専門的な知識、高い指導技術が求められる。しかしながら、本町の現状として各種スポーツにおける指導者不足は否めず、既存クラブの指導者の資質向上にも注力していかなければならない。指導者に対する様々な研修会や講習会等の開催及び参加を支援していく必要がある。

住民のスポーツ活動の拠点として、総合運動公園及び体育センターの開設や町内小中学校跡地の体育施設の開放を行っており、多くの利用者がスポーツに汗を流している。スポーツ振興にとって大きな役割を果たすこれらのスポーツ施設の整備・充実を計画的に実施していく必要がある。

本町では、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブかわら」等と連携し、スポーツ研修会・スポーツ教室・各種競技大会を開催するとともに、地区公民館連絡協議会や子ども会育成会連絡協議会等のスポーツ大会に協力しており、スポーツ活動の普及と促進に寄与している。しかしな

がら、参加者の固定化や大会役員の高齢化、新たな人材の確保育成、少子高齢化に対応した競技の選定等課題が山積しており、青・壮年層の積極的な参画を促していく必要があるとともに多様化しているニーズに沿えるよう対応していくことも重要である。

⑤ 人権「同和」

人権「同和」教育、啓発は学校教育における人権教育の取り組みや地域及び町内各種団体等、草の根的な啓発研修事業の推進に努めてきた。

今世紀は「人権の世紀」といわれ、人権に関する様々な国内外の情勢とこれまでの経過から確かに人々の人権意識は高まってきたといえる。

しかしながら、同和地区やハンセン病回復者に対する差別文書やインターネット掲示板を使った差別的な書込み、土地差別調査事件等、様々な人権侵害、差別問題は後を絶たず、深刻な社会問題として現存する。

人権とは「全ての人間が、人間らしく、生きる権利」であり、人が生まれながらにして持っている当然の権利である。この権利が差別によって踏みにじられることは、決して許されることではない。

香春町では、同和問題の解決にむけた取り組みが、全ての人権問題の共通課題を解決しようとしてきたこと、また、識字運動という差別を解決しようとする原点となる活動がこの地でも生まれてきたこと等にかんがみ、同和教育、啓発を人権教育、啓発の大きな柱とし、人権「同和」問題について科学的かつ正しく認識することに留意しつつ、活動に取り組んできた。

また、人権「同和」教育、啓発の推進には、生涯学習や社会教育を通じ、一人ひとりがお互いを大切にすることや、部落差別に対する年齢に合わせた段階的教育が不可欠であり、すべての人が人権「同和」問題を自分自身の課題として考え行動できるように取り組まなければならない。

平成14年度に、国の同和対策が特別対策から一般対策へと移行された。今後は、従来にも増して日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の実情の把握に努め真摯に対応していく主体性が行政に求められる。

全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築する中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題固有の取り組み・経過等を十分に認識しつつ国際的な潮流を踏まえた施策の推進が必要である。

具体的な方向性としては、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)に基づき令和2年7月に制定された香春町部落差別の解消の推進に関する条例や香春町「同和」教育中長期プラン(平成13年5月)をはじめ、香春町人権施策基本方針(平成16年4月)及び香春町人権施策実施計画(平成18年4月)の進捗状況の把握や見直しに努め、今なお現存する同和問題をはじめとするあらゆる人権侵害・差別問題をなくし、全ての人の人権を守るためのまちづくりをめざす。

隣保館では、隣保館事業の基本事業である啓発・広報事業として年2回の「隣保館たより」の発行と解放学習を実施している。各種相談事業では、地域住民の様々な生活や人権相談に応じた適切な助言や関係機関への報告・紹介を行っている。

各種教室事業は、概ね好評であり引き続き継続していく必要がある。前期課程5年生から高校生までの各合宿事業では、少子化や生活環境の多様化の影響もあり、参加者も減少傾向にあるが、合宿内容の見直しや、魅力ある合宿づくりを検討し継続する必要がある。

(2) その対策

① 幼児・学校教育

ア 幼児教育

幼児の豊かな感性を育み、人間形成の基礎を培う教育に努めるとともに、家庭の役割、地域の役割の理解を図るため、情報交換や交流活動の促進を図る。

イ 学力向上の推進

新たな教育目標に基づき特色ある教育を進めるため、特に学力の向上を推進するとともに、学力と密接な関係がある体力向上に計画的に取り組む。

ウ 特別支援教育の充実

障がいを持つ児童生徒の就学希望に応えるため、特別支援学級の存続と人的配置に努める。

エ 読書の推進

読書の楽しさ、大切さを子ども達に実感してもらうため、学校、地域、家庭及び関係団体と一体となって、読書活動に必要な環境づくりを引き続き推進する。

オ 児童生徒の安全・安心の確立

学校安全推進委員会で情報の共有を図るとともに、スクールガードリーダーや学校安全ボランティアによる見守りを軸に、地域と連携して子ども達の安全・安心の確立に努める。

カ 学校再編

学校再編に伴うハード事業について、旧校舎の解体や外構・グラウンド等の周辺施設整備の早期完成を目指す。

キ 安全で安心な学校給食の提供

安心な学校給食を提供するため、安全な食材の確保は欠かせない。特に食物アレルギー対策については、保護者と連携し児童・生徒の立場に立った適切な対応を図る。

ク 食育の推進

学校給食を食育の場ととらえ、保護者との連携による食育の推進を図るとともに、地産地消の促進のため、道の駅香春の生産者との連携を充実させる。

ケ 給食センター施設の整備充実

児童・生徒の食環境の変化や食物アレルギーに対応するため、施設・設備の整備充実を図る。

コ 地域住民の参加促進

地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域参加型の行事の開催に努める。

サ 食に関する家庭、地域との連携の推進

食生活の多様化が進む中で、食についての正しい知識を深めるよう、食に関する情報についてホームページなどを利用し積極的な提供に努める。

シ 就学の支援

誰もが等しく教育を受ける権利を保障するため、経済的理由により、進学もしくは進学後就学が困難な子どもたちに対して、香春町育英資金制度など就学支援の充実を図る。また、就学時や後期課程進学時に合わせ、「お祝い」として物品等を支給することにより、保護者の経済的負担軽減を図る。

ス 相談体制の充実

児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助できる体制の充実を図る。

② 生涯学習

ア 生涯学習施設の整備と活用

「香春町町民センター」等生涯学習施設の有益な活用に向けた維持管理や整備をしていくとともに、社会教育の充実を図るため住民の自主活動を育成・援助し、地域住民のニーズの高い講座等を開設することで学習機会の充実を図る。

イ 地域指導者育成の支援

地域の自治公民館と連携して各地区における地域活動・生涯学習活動の支援を行うとともに、指導者向けの研修会や講習会など地域の新たな人材の育成についても積極的な支援を行う。

ウ スポーツ大会や公民館活動研修会の開催

公民館活動に有益となる研修会やスポーツ大会など様々な行事を積極的に開催していき、地域住民が触れ合える機会を創出する。

エ 図書施設の整備・拡充

読書活動の拠点となる図書施設の整備・拡充について検討を行う。

③ 青少年育成

ア 体験活動の充実

青少年教育施設への宿泊研修や工場、芸術文化施設見学、体験などの研修を通じて、青少年が様々な体験活動を行うことができる機会を提供する。

イ 社会教育の充実

ボランティアを活用して工作、料理、音楽、各種スポーツ教室など青少年を対象とした社会教育事業を催し、子ども達が学校教育以外でも様々な経験や学習ができる機会を提供する。

青少年育成町民会議と連携し、「すこやかマラソン大会」や「少年の主張大会」等を催し、

子どもが自らの力や考えを表現するための機会を提供する。

ウ ジュニアスポーツの振興

青少年が野球や剣道、バレーボールなどの各種スポーツを通じて、肉体や精神の鍛錬仲間作りなど積極的に取り組めるようジュニアスポーツクラブ活動の支援を行う。

エ 各種活動への参加促進

多くの子どもたちが社会教育、体験活動に参加しやすい環境づくりを推進する。

オ 有害情報の管理

国や県と連携し、有害図書等の排除など環境浄化を進めるほか、保護者等への啓発を通じて子どもを有害な情報から守る取り組みを進める。

カ 情報モラルの向上

携帯電話やインターネットを利用する際のルールやマナー及び危険性についての啓発を図る。

キ 相談体制の確保

関係機関との連携の下、子どもの悩みなど相談体制を確保する。

ク 大人への啓発

青少年育成町民会議と連携し、声かけ運動や青少年指導者研修会、少年の主張大会への参加を呼びかけるなど、大人が青少年の健全育成に関心を持ち、積極的に関わっていくための体制づくりと啓発を進める。

ケ 少子化に対応した事業の検討

子ども会育成会連絡協議会において、子どもの少ない地域でも参加しやすいような事業を検討し、子ども会の積極的な参加を支援する。

コ 少子化に対応した組織の見直し

子ども会・育成会の現状把握を行い、少子化に対応した組織のあり方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、子ども会育成会連絡協議会や地区単位子ども会との協議を進め、具体的な方策を検討する。

サ 公民館施策との連携

様々な課題を解決するため、公民館施策と一体的な検討や取り組みを進める。

シ 活動機会の創出

これまで青少年育成活動に関心のない、または関心はあるが活動する機会がなかった住民に、活動するきっかけや機会を提供する仕組みを検討する。

ス 指導者の関わり方の検討

社会情勢の変化により住民のライフスタイルや価値観も多様化している中、住民の青少年健全育成に対する関わり方を検討し、持続可能な青少年健全育成の体制づくりを進める。

セ 家庭教育支援の推進

地域や学校・家庭児童相談員等関係団体と連携し、家庭教育を支援する体制づくりを進める。

④ スポーツ

ア ニュースポーツの普及

子どもから高齢者まで年齢・性別・体力差に関係なく、気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努める。

イ 総合型地域スポーツクラブの育成

地域や世代間での交流や地域スポーツの活性化のため、地域が主体性をもって取り組む総合型地域スポーツクラブの充実に努める。

ウ スポーツ指導者の育成・確保

スポーツ活動の現場において、多様化するニーズに幅広く対応できるように、指導技術や知識の獲得をめざし、社会体育協会等と連携しながら指導者向けの研修会や講習会を開催し、指導者の育成と新規指導者の確保を図る。

エ スポーツ施設の環境整備

各施設を気持ちよく利用していただけるように、健全な維持管理に努め、多様化する利用者のニーズに対応できるように環境整備等を進め、利用者の増加を図る。

オ スポーツ施設の情報提供

各スポーツ施設の空き状況や活動団体の紹介、スポーツ教室等の開催状況など、地域に開かれた施設として情報を提供し、気軽に利用できるスポーツ施設の実現を図る。

カ スポーツレクリエーションの場の提供

町民ソフトボール大会等を開催し運動に接する場を提供する。

各種団体と連携協力し、スポーツ教室やマラソン大会等の各種大会の開催を支援する。

キ スポーツレクリエーション活動の促進

行政区や公民館単位での交流や連帯感を生みだし、健康や体力向上の一助とするためニュースポーツ用品や備品の貸し出し等を実施し、スポーツ活動の促進を図る。

⑤ 人権「同和」

ア 学校教育における人権「同和」教育

基本的人権の尊重を重視した教育、同和問題の科学的認識を深める教育を正しく行い、主体的に物事を考える、人間性豊かな子どもたちの育成を推進する。

- イ 社会教育における人権「同和」教育
 社会教育関係諸団体と連携・協力し、生涯学習の観点から、あらゆる場において、住民への人権「同和」教育の推進に努める。
 本町「同和」教育中長期プランに基づく地域活動推進会議を核として、解放子ども会活動を活性化し、世代間・仲間同士の交流や体験学習等多角的な学習を取り入れ、同和地区の子どもたちが「立場の自覚」を深め、差別を見抜く力を身に付けることができるように努める。
 書道講師等と協力して教育集会所での指導事業を継続し、教育水準の向上に努める。
- ウ 講演会、研修活動の強化
 同和問題啓発強調月間(7月)及び人権週間(12月4日～10日)に行っている全町的な啓発講演会への幅広い住民参加を求めるとともに、魅力ある講師の選定等内容の充実に努める。
 香春町人権施策実施計画に基づく行政職員の研修や各行政区、各種団体等、全町を網羅する啓発研修の取り組みを推進する。
- エ その他の啓発活動の充実
 啓発資料(冊子、チラシ等)の内容の工夫改善を図り、住民啓発の充実に努める。
 同和問題啓発強調月間や人権週間における街頭啓発、企業・事業所等への啓発訪問等について、各関係機関との連携を深め、継続的、効果的な実施を図る。
- オ 総合行政としての人権行政の取り組み
 香春町人権施策実施計画の見直しや香春町「同和」教育中長期プランを踏まえ、総合行政としての人権行政推進を図るための職員人権研修の継続実施と充実に努める。
- カ 人権行政推進のための相談業務の充実
 職員の真摯な対応はもとより、必要な際の各関係機関との速やかな連絡調整及び連携強化を図ることで相談業務の充実にめざす。
 広域行政としての人権施策として田川地区合同の相談体制の確立に向けた検討を行う。
- キ 隣保館の充実
 人権「同和」問題解決のための拠点施設として、地域の実態に即した生活上の各種相談事業をはじめ、各種教室、子ども会合宿事業などを通じて、地域住民の交流と教養を深める取り組みを行うとともに、施設の充実に努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校再編事業(ハード事業)	町	
	屋内運動場	学校再編事業(ハード事業)	町	
	屋外運動場	学校再編事業(ハード事業)	町	

	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	町	
	給食施設	給食センター施設改善事業	町	
(3)	集会施設、体育施設等			
	公民館	町民センター整備事業	町	
	集会施設	生涯学習センター整備事業	町	
	体育施設	総合運動公園施設整備事業	町	
		体育センター整備事業	町	
	図書館	図書館整備事業	町	
	その他	中央隣保館改修事業	町	
		教育集会所改修事業	町	
(4)	過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	幼児教育推進事業	町	
	義務教育	学力向上対策事業	町	
		講師配置事業	町	
		英語教育の充実事業	町	
		ICT推進事業	町	
		部活動支援事業	町	
		指導主事配置事業	町	
		特別支援教育支援事業	町	
		学校安全推進事業	町	
		メディアセンター事業	町	
		就学援助制度	町	
	入学祝い事業	町		
	生涯学習・スポーツ	生涯学習講座	町	
		地区公民館建設費助成事業	町	
		スポーツ振興事業	町	
	その他	中央隣保館事業	町	
		人権啓発推進事業	町	
		育英資金貸与事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、町民文化系施設の管理に関する基本方針を、「予防保全を行い、長寿命化を図ります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。スポーツ・レクリエーション系施設については、「定期的な点検等により長寿命化を図っていく必要があります。老朽化により大規模修繕が必要になった際には、施設機能の必要性を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。学校教育施設については、廃校施設について「学

校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」、給食センターについて「施設の老朽化が進んでおり、今後も利用することを考えれば改修は必要な状況です。また、機械設備も老朽化が進んでおり、更新を計画する必要があります。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 持続可能な地域づくり

学校再編に伴い、地域から小学校がなくなったことにより、これまで形成されていた「小学校区」単位でのコミュニティ意識や地域活動も、このままでは消滅する危険性がある。

本町は、昭和31年に1町2村が合併して誕生した歴史を有しており、小学校区ごとに地域性が異なる。異なった地域性は、地域課題の多様性につながっており、これまで地域で自ら取り組み、解決してきた諸課題も、少子高齢化や人口減少の進行により、担い手不足から、解決困難な事象が目立ってきた。

限られた人的資源、財政的資源で、今後とも地域の諸課題にきめ細かく取り組んでいくためには、旧小学校区をはじめとするあらゆるコミュニティの維持・活性化が不可欠である。

(2) その対策

① 持続可能な地域づくり

ア 地域運営組織の形成

概ね旧小学校区単位を基本とした地域運営組織の形成を支援し、「住民主体のまちづくり」の実現を目指す。

イ 集落点検の実施

現在地域おこし協力隊等が担う移住促進の取組は、集落単位での移住者の受け入れ気運の醸成を目指して、地域住民とともに地域の未来を話し合うことを基本にしている。この活動により、まずは集落の住民自身が現状と課題を見つめなおし、集落の問題を自らの課題としてとらえることを目指す。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	住民主体のまちづくり推進事業	町	
		移住・交流の拠点づくり事業	町	再掲
		地域おこし協力隊推進事業	町	再掲
	(3) その他	小さな拠点整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、小さな拠点となりうる廃校等を含む学校教育施設の基本方針において「学校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化・芸術

文化芸術は、人の心に潤いを与えてくれ、人生の色々な場面に活力を与えてくれる。子どもの頃にそれらに触れて育まれる感性は、将来培っていくライフスタイルを豊かにし、人生を送るうえでの大きな財産となることから、日頃から文化芸術に触れる機会を持つ必要があり、住民の文化芸術への意識を高めていくことが必要である。

町の文化活動の発表の場でもある「ふるさと香春夏まつり盆踊り大会」、「ふるさと香春秋まつり」、「歴史資料館企画展」、「香春音楽祭」、「令和万葉の集い」等の振興を通じ、新しい文化を築く活動を推進する必要がある。

町内には、盆踊りや神幸等の伝統文化が継承されてきたが、近年、人口減少や少子高齢化が進む中、地域の伝統祭事や芸能の技術継承が難しくなっている。

町内には指定文化財はもとより、史跡や歴史的建造物、歴史資料、民俗資料等が点在しており、これらは祖先から受け継がれた郷土の宝であり、後世に受け継いでいく必要がある。このことについては、これまで文化財ボランティアの方たちと協働して文化財ボランティアガイド育成やガイド本などの作成に取り組んできており、文化財ボランティアガイドについては近年ようやく体制が整備されたところである。今後も人材育成に取り組み体制強化を図っていく必要がある。

住民に本町の伝統文化や歴史を再発見してもらうため、香春町町民センター内に歴史資料館を開設しており、この香春町歴史資料館を拠点として、町内に点在する文化財を活用しながら香春町の文化や歴史について情報発信していく必要がある。

(2) その対策

① 文化・芸術

ア 鑑賞事業等の展開と関係団体との連携

町民ホールを拠点に鑑賞事業等を展開し、子どもから大人まで文化芸術に触れる機会を提供していくことで、文化芸術の意識高揚を図るとともに、文化連盟等関係団体と連携し、文化芸術活動振興に努める。

イ 新しい文化への取り組み

「ふるさと香春夏まつり盆踊り大会」、「ふるさと香春秋まつり」、「歴史資料館企画展」、「香春音楽祭」、「令和万葉の集い」等の振興を通じ、新しい文化を築く活動を推進する。

ウ 伝統文化の継承

福岡県指定無形民俗文化財「古宮八幡神社神幸行事」や香春町無形民俗文化財「香春

盆踊り」に代表される、町内の伝統文化の記録保存や資料収集等をしていくとともに、次世代への伝統祭事や芸能の技術継承に関しては地域団体・学校などの取り組みを支援する。

エ 文化財の調査・保存

町内文化財の維持管理、保存活動及び周辺整備を行う。

未調査の古文書等歴史民俗資料が町内には散在しており、新たな埋蔵文化財等が発見されることがある。それらについても逐次調査のうえ、保存・整備を行う。

オ 歴史資料館の充実と地域文化の活用

香春町の歴史文化への理解を図るため、香春町歴史資料館の常設展示はもとより、企画展示も実行委員会で吟味しながら、充実を図る。

パンフレットや案内看板等の整備や町内史跡ボランティアを育成し、周知活動に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等				
	地域文化振興施設	歴史資料館整備事業	町		
	その他	文化財整備事業	町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興	郷土史誌発刊事業		町	
		指定文化財保存事業		町	
		歴史資料館企画展事業		町	
		町民ホール主催事業		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、町民文化系施設の管理に関する基本方針を、「予防保全を行い、長寿命化を図ります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギー施策としては、平成16年度から平成27年度まで住宅用太陽光発電システム設置への助成を行ってきた結果、合計146世帯、約645kwが設置されるなど一定の成果が

得られている。今後の再生可能エネルギー施策の展開としては、省エネルギー施策や定住促進施策など他の施策と複合的に検討していく必要がある。

(2) その対策

① 再生可能エネルギーの利用の推進

ア 再生可能エネルギー利用の推進

木質バイオマス等、地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進について検討する。

イ 公共施設への再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入

環境配慮型公共施設の実現に向け、再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入を検討する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー等設備導入事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用調査事業	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 土地利用

現在、本町は準都市計画区域、農業振興地域に指定されているが、土地利用に関する積極的な規制は行っていない。しかしながら、美しい街なみ景観や自然環境の保全、地域の空洞化、耕作放棄地、荒廃森林、企業誘致などの課題は計画的かつ効果的な土地利用による解決が期待できる。

平成11年度に開始した国土調査事業の進捗率は令和2年度末現在、調査予定面積の78.57%となっている。調査結果に基づく土地利用の適正化とともに、今後は国土調査の早期完了に向けた取り組みが必要である。

中心市街地については、JR香春駅周辺が他の地域と比べ都市機能の集積が高く、町の拠点地域となっている。しかしながら、国道を除く周辺の道路事情は、「狭い」・「高さ制限がある」など利便性の悪い状況にあり、この改善が課題となっている。

② 住民との協働

本町では、祭りの実施や環境美化活動など、協働による地域活動を主体的に展開しているところであるが、公益的活動に対する取り組みの「自主性」や、足りないところを補い合い、共に助け合うという「共助」の精神が薄れつつあるのが現状である。

本町では、ボランティア活動に対し、広報活動やイベントを通じて意識の高揚を図るとともに、

ボランティア養成講座や研修会を開催するなどしてボランティア登録者を確保している。しかしながら、ボランティアの利用件数は少ない状況にあるとともに、学習関係ボランティアに偏っている。今後はボランティア体制の多様化が求められているとともに、ボランティアが必要な人とボランティア活動をする人を結びつける活動が重要である。

現在ボランティアとして活動したい人への相談業務や情報提供による活動支援を行っているが、さらに支援を活性化し、ボランティア活動を推進する必要がある。

情報公開については、町政に関する住民の知る権利を尊重し、公正で開かれた町政の発展に資することを目的として情報公開条例に基づく情報公開を進めるとともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いに努めている。

情報発信については、広報紙や、ホームページ、SNSにより、必要な情報をわかりやすく発信することに努めている。今後も住民に対し、わかりやすい情報の提供に努める必要がある。

広聴活動については、全行政区で住民参加のもと「町長と語るつどい」を開催してきたが、引き続きこのような活動を推進する必要がある。

③ 男女共同参画社会

1979年に国際連合(国連)で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」をわが国が1985年に批准した後、男女雇用機会均等法をはじめとした女性に関する国内の法律や制度の条件整備が国際社会における取り組みと連動しながら進められてきた。しかしながら、これまでの社会通念や慣習による男女の固定的な役割分担意識は、未だ根強く残っている。

一方、今日の私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展や情報社会の高度化、家族形態の多様化や長引く経済不況等、大きな課題や深刻な問題を伴いながら急速に変化している。

他方では、地方分権一括法が施行され地方自治体は自らの判断と責任の下、地域の実情に沿った行政の実践が強く求められている。

近年、特にドメスティックバイオレンス(DV)の問題が深刻化しており、暴力を許さない社会の形成に向けた啓発の取り組みとともに、DV被害者の保護や支援体制の整備や関係機関と連携した相談体制の充実を図る必要がある。

本町では、香春町男女共同参画推進条例を平成20年度に策定しているが、家庭・学校・社会における男女平等教育及び家庭・地域社会への共同参画並びに就労条件整備の推進をするため、具体的な取り組みと計画的な実施手順について検討する必要がある。

現在、本町審議会への女性委員の登用促進、本町女性職員の登用など可能な限りの適材適所の配置等に努めているが、引き続き女性の管理職登用の推進を図り、政策方針決定への参画を促進する必要がある。

④ 広域連携

高度経済成長期以降の交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきている。さらに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られている。

個々の自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することで、より効率的で、か

つ質的にも向上した事務処理が可能となる。

近年の広域連携の実績としては、国の構想に基づき、平成28年には北九州市都市圏域17市町で連携中枢都市圏を形成、また平成29年には田川地域8市町村で定住自立圏を形成したところである。

(2) その対策

① 土地利用

ア 土地利用

美しい街なみ景観や自然環境の保全、地域の空洞化、耕作放棄地、荒廃森林、企業誘致などの課題解決を目指し、効果的な土地利用を推進する。

イ 遊休地の有効利用

有効利用が可能な遊休地については、関係機関などと連携し、効果的な土地利用に努める。

ウ 国土調査の推進

効果的な土地利用の推進につながる国土調査の推進について、随時現地調査方法の改善に努める。

エ 中心市街地活性化の検討

JR香春駅を中心とした区域等について、小売店や都市機能の集約や交通利便性の向上など、中心市街地の活性化策を検討する。

② 住民との協働

ア ボランティアの支援

住民によるボランティア活動は、これからの協働のまちづくりにとって重要な取り組みであるため、活動したい人への相談業務や情報提供による活動支援を行うとともに、ボランティア連絡協議会と各団体間の連携強化を図る。

イ 開かれた町政の推進

情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、公文書の適正な管理に努めるとともに、多様な情報公開手法の構築や情報交換の場づくりを進める。

ウ 広報・広聴活動の充実

必要な情報をわかりやすく住民に伝えるための広報の充実を図るとともに、住民の意見を町政に反映するための広聴活動を推進する。

③ 男女共同参画社会

ア 男女共同参画意識を高める教育・啓発活動の充実

職員研修や講演会、学習会等の開催及び広報等による啓発活動の充実を図る。

- イ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
暴力を許さない社会の形成に向けた啓発活動に取り組むとともに、被害者の支援体制の整備や関係機関と連携した相談窓口の充実をめざす。
- ウ 雇用の分野における男女平等の推進
関係法令や制度等の周知を行い、男女共同参画意識の浸透をめざした意識啓発を図り就労環境の整備の支援に努める。
県や企業、NPO法人が行うセミナー等、労働や就労に関する情報の収集と積極的な周知に努める。
- エ 仕事と家庭の両立への支援
保育サービス等や育児休業制度の活用の促進等、育児との両立支援策の充実を図る。
介護休業制度の活用の促進や介護サービス等の活用に向けた周知の徹底を図り、介護との両立支援策の充実をめざす。
家庭児童相談員や母子自立支援員との連携を含めた相談体制の充実や自立を支援する各種制度の活用に関する情報提供等ひとり親家庭への支援に努める。
- オ 政策・方針決定の場における女性の参画の拡大
審議会等への女性登用の促進や地域活動等への男女共同参画の推進に努める。
- カ 高齢者や障がい者の介護に係る女性の負担軽減という視点を含めた支援の充実
各種サービスの提供の推進や介護予防等及び啓発の推進を図っていくことで高齢者や障がい者の自立支援に努める。
- キ 生涯を通じた健康づくりへの支援
健康や性の尊重に係る意識啓発や各種健診等を通じた男女の健康づくりや母性の保護及び母子保健の充実に努める。
- ク 推進体制の整備
男女共同参画を積極的に進めていくための進行管理体制を整備し、施策の推進に努めるとともに、町職員における男女共同参画の推進をめざす。

④ 広域連携

- ア 各関係機関との連携強化
田川地域をはじめとする広域的な行政課題や地域振興において、国・県・市町村及び様々な関係団体と連携するとともに、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」及び定住自立圏「田川広域定住自立圏」の更なる連携強化を図る。
- イ 「広域行政組合」の適正運営の推進
現在の「広域行政組合」をより適正かつ効率的に運営するための施策を推進する。

ウ 住民活動の充実

各地域や各種団体が取り組んでいる諸活動について、住民同士が広域的に連携できるよう支援する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		国土調査事業	町	
		文書広報発行事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考			
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	移住・定住	移住・交流の拠点づくり事業	町	移住定住促 進を目的とし た人口社会 増に資する事 業		
			地域おこし協力隊推進事業	町			
			定住促進補助金事業	町			
			民間アパート建設推進事業	町			
			移住支援金交付事業	町			
			空き家・空き地情報バンク事業	町			
			リフォーム等補助金事業	町			
			香春町空き家建替促進補助金	町			
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	第1次産業	農業振興推進事業費補助金	町	地域の産業 振興を目的と した事業		
			中山間地等直接支払事業	町			
			農業担い手育成事業	町			
			鳥獣被害防止対策事業	町			
			農林業特産物推進事業	町			
			多面的機能支払事業	町			
			農地・竹林バンク	町			
			竹林整備事業	町			
			半農半X農業体験事業	町			
		商工業・6次産業化	プレミアム商品券補助事業	町	町・商工会		
			創業支援事業	町			
		観光	町観光協会補助金	町	町		
			観光推進事業	町			
			オルレ推進事業	町			
		企業誘致	廃校等利活用事業	町	町		
		3 地域における情報 化	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	情報化	全庁型GIS及び自治体間連携GIS共 同開発事業	町	広域的な情 報化を目的と した事業
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	公共交通	太陽交通バス運営補助金	町	地域公共交 通の維持を目 的とした事業		
			西鉄バス運営補助金	町			
			鉄道支援事業	町			

			コミュニティバス運行事業	町			
			デマンド交通運行事業	町			
			通学定期券補助事業	町			
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	生活	消費者意識啓発事業	町	地域の良好な生活環境の維持を目的とした事業		
		環境	不法投棄巡回パトロール事業	町			
		危険施設撤去	老朽危険空家等解体補助事業	町			
			空き家等実態調査事業	町			
		防災・防犯	生活安全推進事業	町			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	児童福祉	公立保育所運営事業	町	地域の子育て環境を整備し、出生数増及び人口社会増を目的とする事業		
			園児バス運行事業	町			
			放課後児童健全育成事業	町			
			子育て支援センター事業	町			
			保育所副食費助成事業	町			
			幼稚園給食費助成事業	町			
			子ども医療費助成事業	町			
			ひとり親家庭等医療費助成事業	町			
		高齢者・障害者福祉	地域福祉センター運営事業	町	高齢者や障害者が暮らしやすい環境の整備を目的とした事業		
			ひとり暮らし高齢者等見守り対策事業	町			
			福祉バス運行事業	町			
			敬老事業	町			
			家族介護用品(紙おむつ)支給事業	町			
			地域生活支援事業	町			
			重度心身障害者福祉手当支給事業	町			
		健康づくり	住民健診事業	町	町民が健康に暮らせる環境づくりを目的とした事業		
			がん検診推進事業	町			
			妊婦健診事業	町			
			乳幼児健診事業	町			
			母子包括支援センター事業	町			
		7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	その他			救急医療体制を確保を目的とした事業
				田川地区救急医療体制確保事業	町		

8	教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
		幼児教育	幼児教育推進事業	町	本町の教育 環境の充実を 目的とした事 業
		義務教育	学力向上対策事業	町	
			講師配置事業	町	
			英語教育の充実事業	町	
			ICT 推進事業	町	
			部活動支援事業	町	
			指導主事配置事業	町	
			特別支援教育支援事業	町	
			学校安全推進事業	町	
			メディアセンター事業	町	
			就学援助制度	町	
		入学お祝い事業	町		
		生涯学習・スポーツ	生涯学習講座	町	
地区公民館建設費助成事業	町				
スポーツ振興事業	町				
その他	中央隣保館事業	町			
	人権啓発推進事業	町			
	育英資金貸与事業	町			
9	集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
		集落整備	住民主体のまちづくり推進事業	町	持続可能な 地域づくりを 目的とした事 業
			移住・交流の拠点づくり事業	町	再掲
			地域おこし協力隊推進事業	町	再掲
10	地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
		地域文化振興	郷土史誌発刊事業	町	歴史のまちづ くりを目的とし た事業
			指定文化財保存事業	町	
			歴史資料館企画展事業	町	
	町民ホール主催事業	町	町民が本物 の芸術に触 れるための機 会提供として 20年以上前 から実施して いるもの		

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用調査事業	町	再生可能エネルギー利用推進を目指したもの
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		国土調査事業	町	効果的な土地利用の推進を目指したもの
		文書広報発行事業	町	行政情報の伝達を目的としたもの